



あやべっ子 すこやかプラン

第3期綾部市子ども・子育て支援事業計画
第4期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画
第2期綾部市こどもの貧困の解消に向けた対策計画

2025年(令和7年)3月
綾部市



目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	「こども大綱」について	2
3.	子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	3
4.	児童福祉法等の改正について	3
5.	次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について	4
6.	こどもの貧困に関する法律の改正について	4
7.	計画の位置づけ	5
8.	計画期間	5
9.	計画の対象	5
10.	計画の推進体制	6
11.	計画推進に向けた関係機関の役割	6
第2章	こども・子育てを取り巻く状況	7
1.	市の人口の推移と割合	7
2.	人口構造	8
3.	出生の状況	9
4.	自然増減と社会増減	10
5.	婚姻の状況	11
6.	こどものいる世帯の状況	12
7.	女性の就労状況	14
8.	市の人口予測	15
9.	こどもの人口推計	16
第3章	教育・保育事業等の状況	17
1.	認定こども園・保育所・幼稚園の状況	17
2.	小・中学校の状況	18
3.	乳幼児健康診査の状況	19
4.	児童虐待相談件数	19
5.	各種手当て及び医療費助成の状況	20
第4章	調査結果について	21
1.	主な調査結果	21
2.	調査結果から見える傾向と課題	32
第5章	前計画の取組状況と課題	34
1.	前計画の全体評価	34
2.	基本的方向ごとの取組状況と課題	35
第6章	計画の基本理念と施策体系	41
1.	基本理念	41

2. 基本的方向	42
3. 施策体系	43
第7章 施策の展開	45
I 全ての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり	45
(1) こどもの人権を大切にするまちづくりの推進	45
(2) こどもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実	46
(3) 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進	49
(4) こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	55
II 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくり	57
(1) 家庭と仕事の両立の推進	57
(2) 子育てについての相談や情報提供の充実	58
(3) 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実	61
(4) 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	62
(5) 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備	67
III 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり	69
(1) こどもの安全の確保	69
(2) 子育て仲間づくりへの支援	71
(3) 地域における子育て資源の有効活用	72
第8章 量の見込みと確保方策	74
1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域	74
2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	74
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	76
資料編	86
1. 綾部市子ども・子育て会議条例	86
2. 綾部市子ども・子育て会議委員名簿	87
3. 用語の解説	88
4. 計画策定の経緯	91

本文中に(※)のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 はじめに

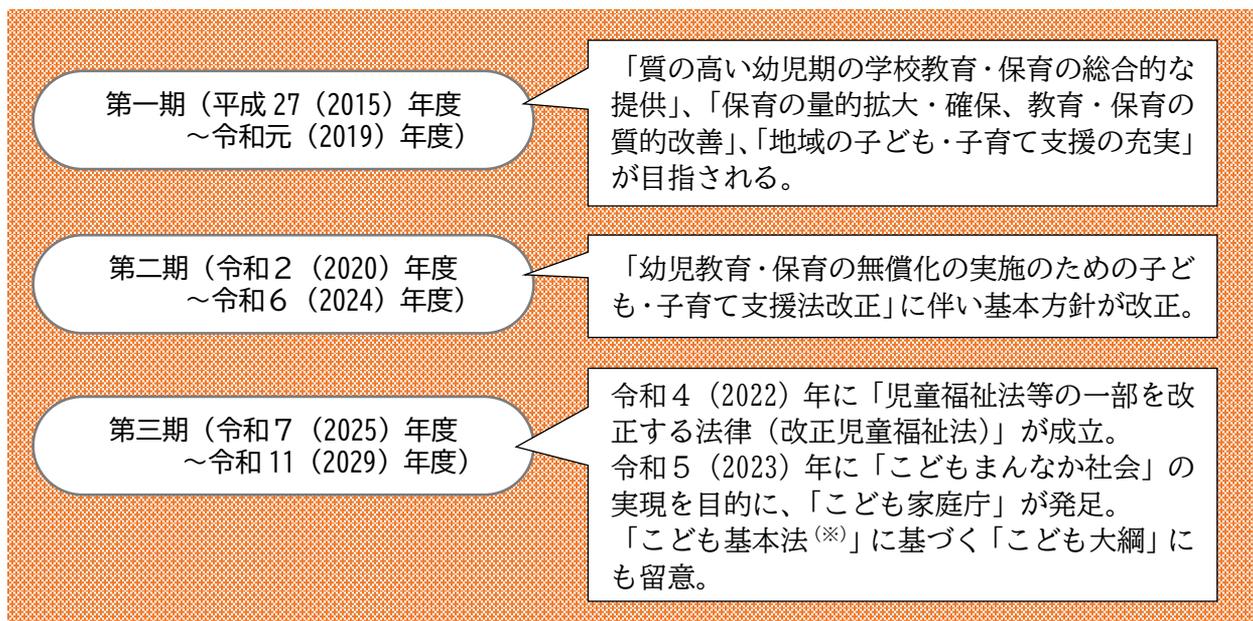
1. 計画策定の趣旨

少子化対策や子ども・子育て施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15(2003)年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16(2004)年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27(2015)年には、平成24(2012)年に成立した「子ども・子育て関連3法^(※)」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27(2015)年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村において「子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

「子ども・子育て支援事業計画」の主な目的は、5年間の計画期間において、幼稚園、保育所、認定子ども園等の就学前の子どもが利用する「教育・保育事業」や「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと供給体制の確保の内容及び実施時期を定めることです。このため、各自治体においては、基礎調査や地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、実態に即した方法によるニーズ^(※)把握と見込量の設定を行うことが期待されています。

◆「子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの流れ◆



2. 「こども大綱」について

令和3（2021）年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4（2022）年6月、「こども基本法」が成立・公布、令和5（2023）年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足されました。そして、令和5（2023）年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、6つの基本的な方針を掲げて、こども・若者に対するライフステージ^(※)別の支援や子育て当事者への支援、こども施策の基盤整備等を進める旨が示されています。

◆「こどもまんなか社会」とは◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆「こども大綱」の基本的な方針◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路^(※)（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針は、「子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに計画の記載事項等を定め、それにより教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的としています。

第3期の「子ども・子育て支援事業計画」策定に伴う基本指針の主な改正点は次のようになっています。

■主な改正点

○妊婦等包括相談支援事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定するとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際、十分参照した上で判断しなければならない基準を設定する。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

○産後ケア事業について

新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた産後ケア事業を設定する際、十分参照した上で判断しなければならない基準や、実施時における留意点の規定等を行う。

○児童発達支援センター等に関する事項について

障害児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン^(※)）を推進すること、地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うことを規定する。また、市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加える。

4. 児童福祉法等の改正について

国においてこれまで児童虐待防止や各種の地域子ども・子育て支援事業が推進されてきましたが、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、令和6（2024）年4月1日に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法では、次の点について、計画に記載を求めています。

■主な改正点

- 要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加
- 市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化
- こども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等
- 地域子ども・子育て支援事業に新たに創設された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業にかかる量の見込みと確保方策の設定

5. 次世代育成支援対策推進法に係る計画策定指針の改正について

次世代育成支援対策推進法は急速な少子化の進行等にかんがみ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて定められました。平成17(2005)年4月に施行、令和7(2025)年3月までの時限法でしたが、令和6(2024)年通常国会に提出された改正法案が可決・成立し、令和17(2035)年3月まで延長されました。

■主な改正点

- 次世代育成支援行動計画の内容について、こども計画策定の際に勘案されるこども大綱の記述と重なる部分が多いため、こども基本法の基本理念やこども大綱の基本的方針を踏まえた記載に修正

6. こどもの貧困に関する法律の改正について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6(2024)年9月25日に施行されました。この改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。こども基本法及びこども大綱を踏まえつつ、法改正の趣旨に沿った形で計画を策定することが求められます。

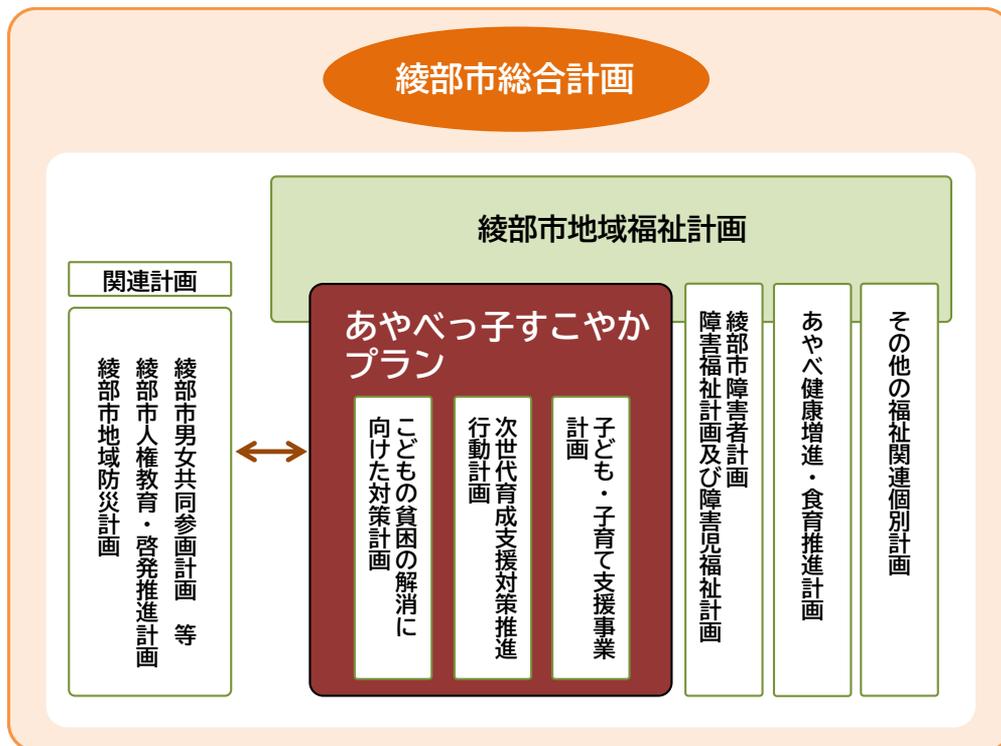
■主な改正点

- こども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられないことがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする
- 法律名の変更に伴い、「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

7. 計画の位置づけ

本市では、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に規定する「次世代育成支援対策推進行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の 3 計画を一体的に策定して「あやべっ子すこやかプラン」と称しています。

◆計画の位置づけ◆



8. 計画期間

計画期間は、令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度の 5 年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や京都府の動向等により見直しが必要となった場合は適宜修正を行うこととします。

なお、包含する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」は、今後策定される「綾部市子ども計画」の計画期間の始期にあわせて、「あやべっ子すこやかプラン」から移行することとします。

9. 計画の対象

本計画における「こども（子ども）」とは、乳幼児から概ね 18 歳までの児童生徒とし、市内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

10. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、毎年度、計画の基本目標の達成に向けて進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施するとともに、子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。

11. 計画推進に向けた関係機関の役割

本計画に関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、さまざまな分野にわたるため、庁内関係部局と連携しながら本計画を推進します。

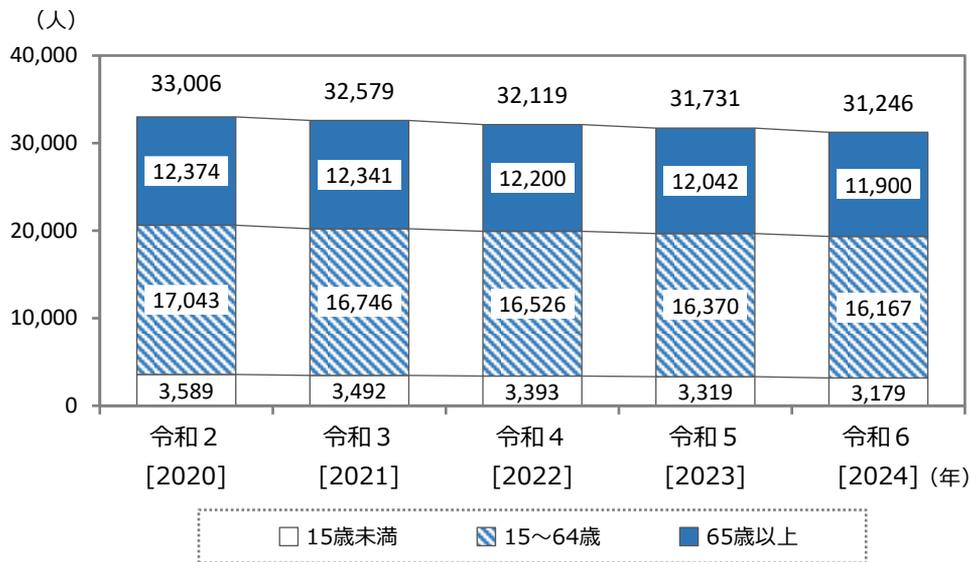
また、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会等の地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで施策の推進を図ります。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1. 市の人口の推移と割合

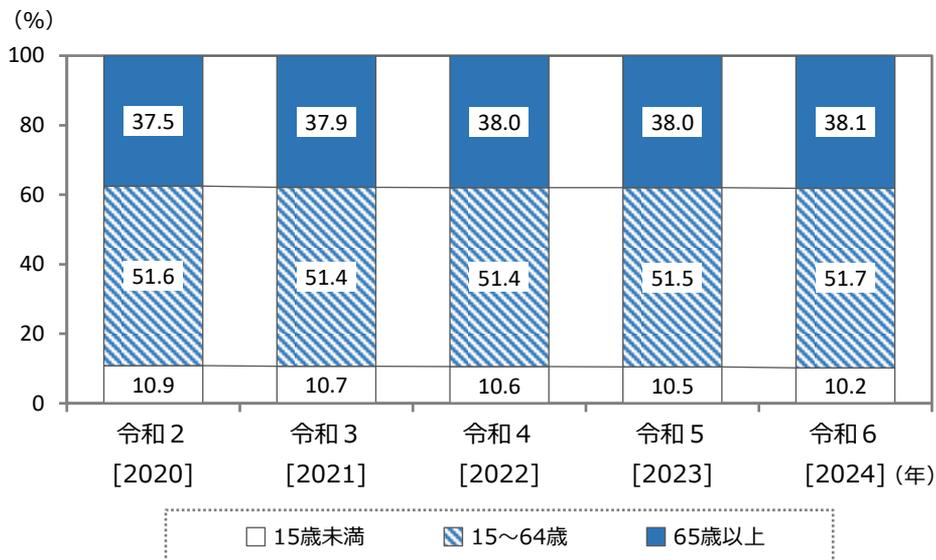
令和6（2024）年4月1日現在、市の総人口は31,246人です。近年、老年人口（65歳以上）はピークアウトして減少にさしかかっていますが、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）も減少していることから、少子高齢化は緩やかに進行しています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆三区分別人口割合の推移◆

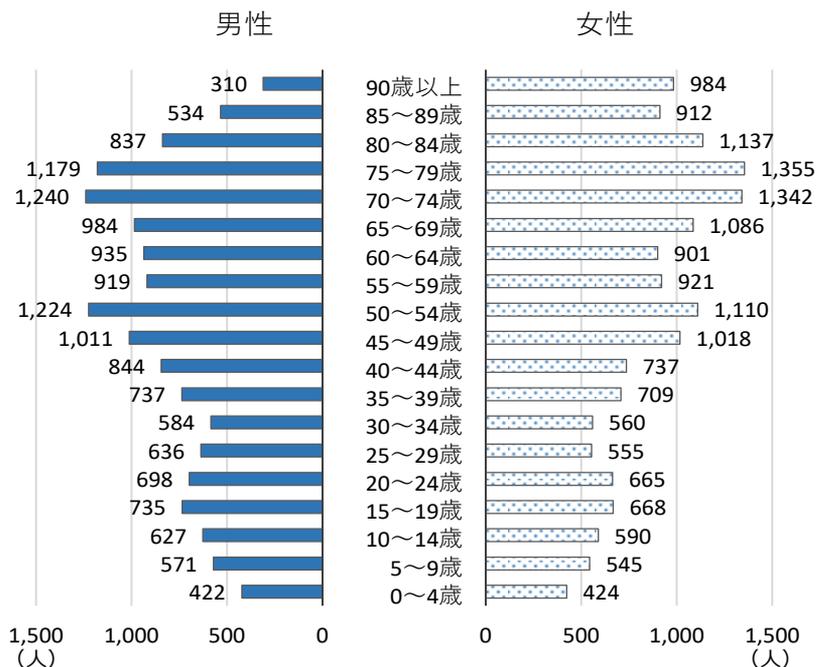


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

2. 人口構造

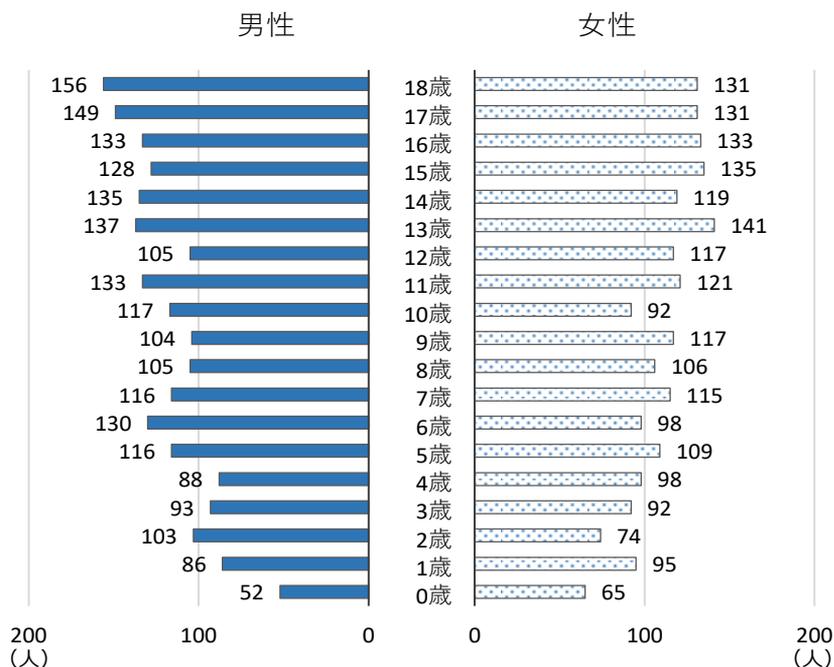
全体では、高齢者と45～54歳の人口が多く、25～34歳と0～4歳の人口が少ない点が目立ちます。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

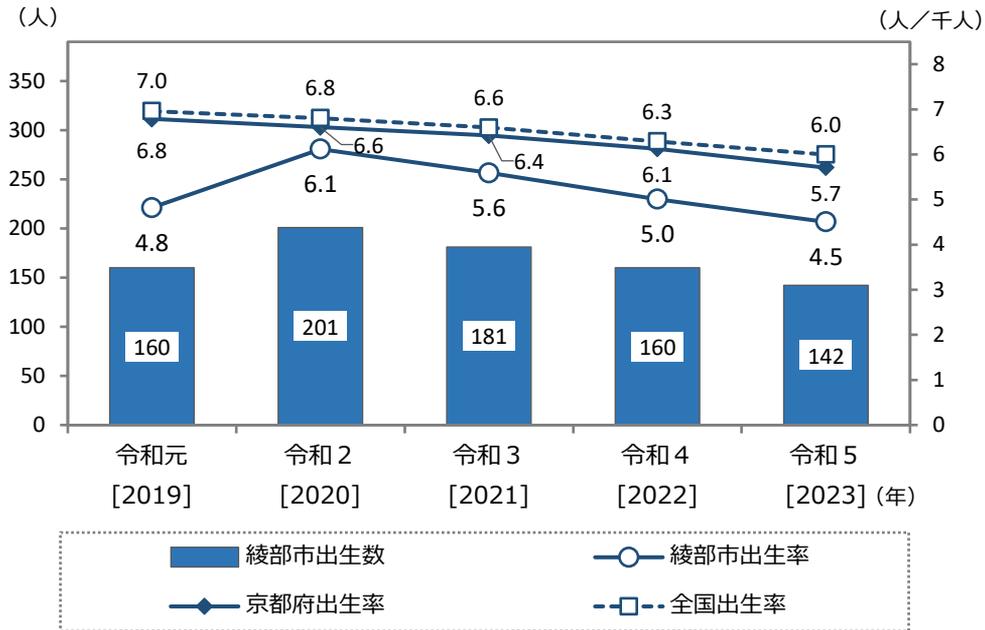


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年4月1日時点）

3. 出生の状況

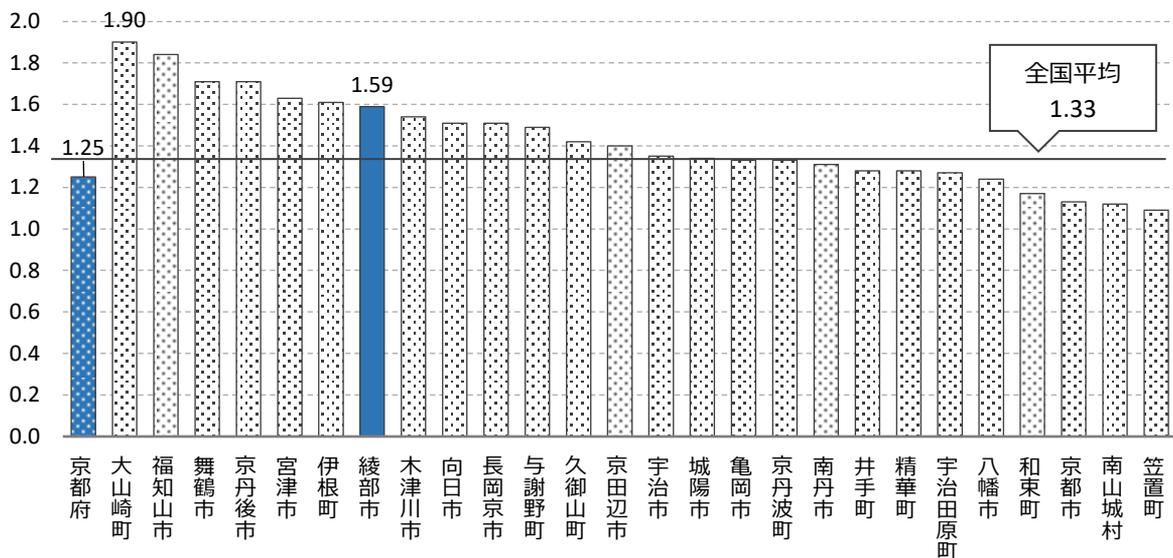
出生数・千人あたりの出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び京都府と比べて低い値で推移しています。また、合計特殊出生率^(※)を見ると、本市は全国及び京都府と比べて高くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

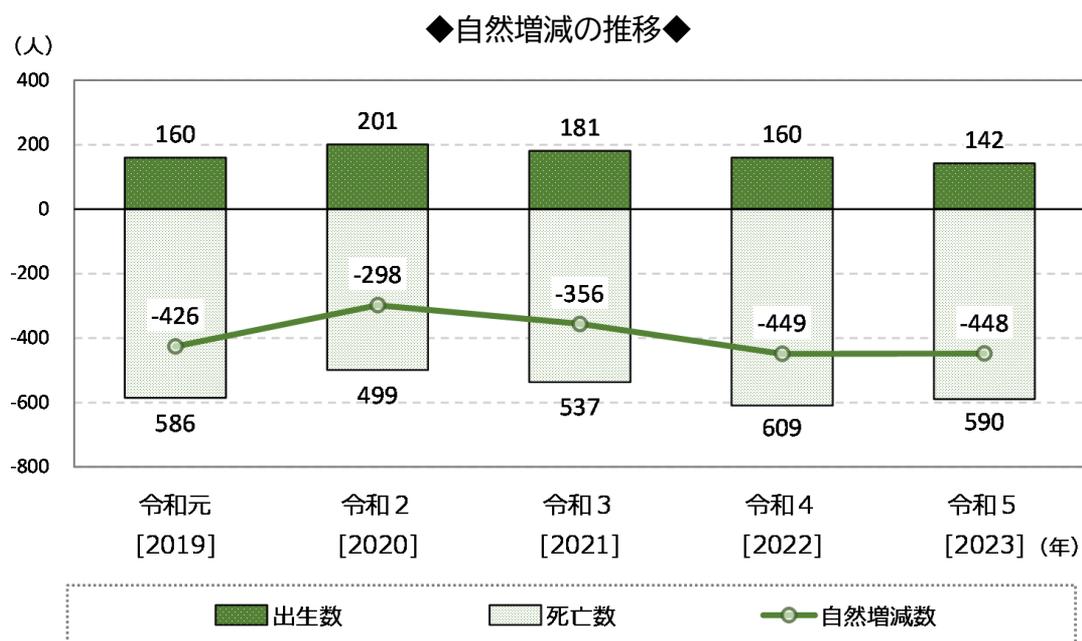
◆合計特殊出生率（京都府内市町村比較）◆



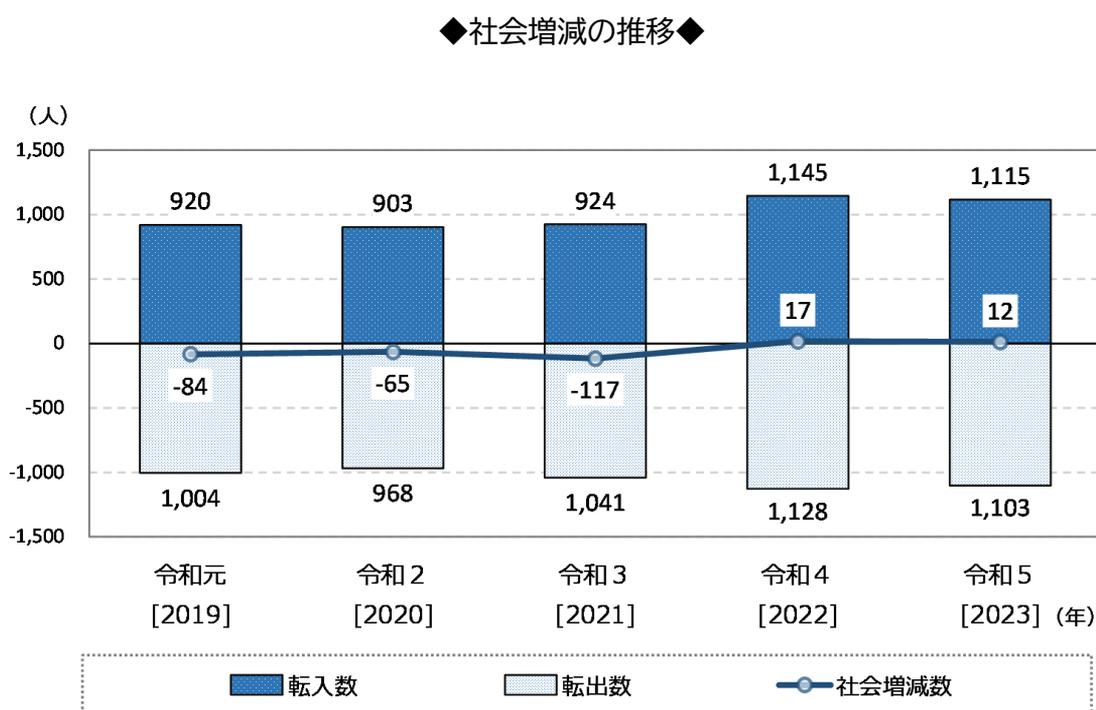
資料：人口動態統計特殊報告（平成30（2018）年～令和4（2022）年）

4. 自然増減と社会増減

自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。社会増減（転出数と転入数の差）は令和3（2021）年までは減少で推移していましたが、令和4（2022）年と令和5（2023）年は増加しています。



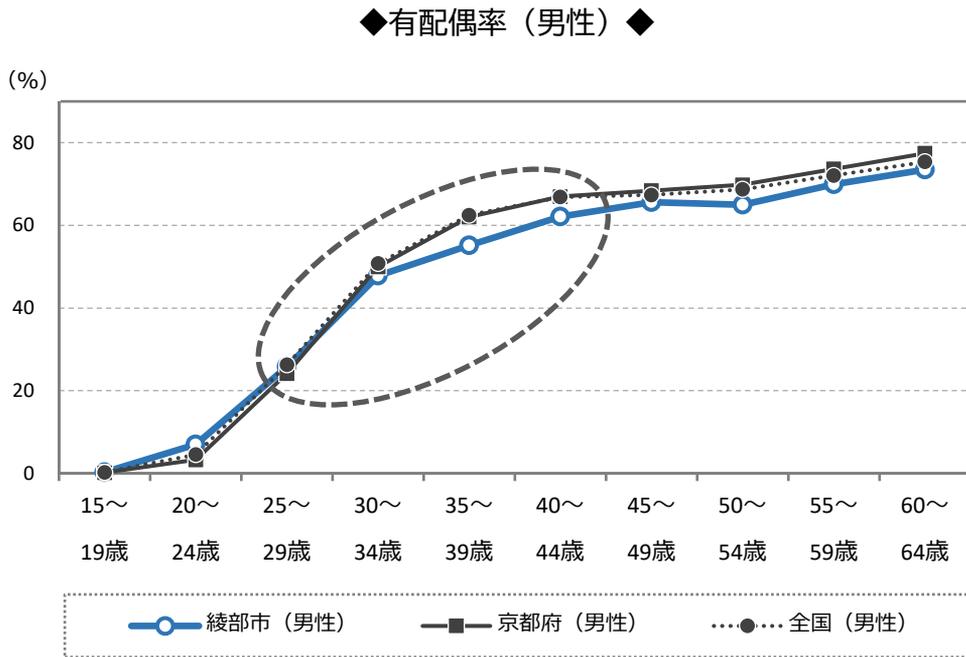
資料：住民基本台帳



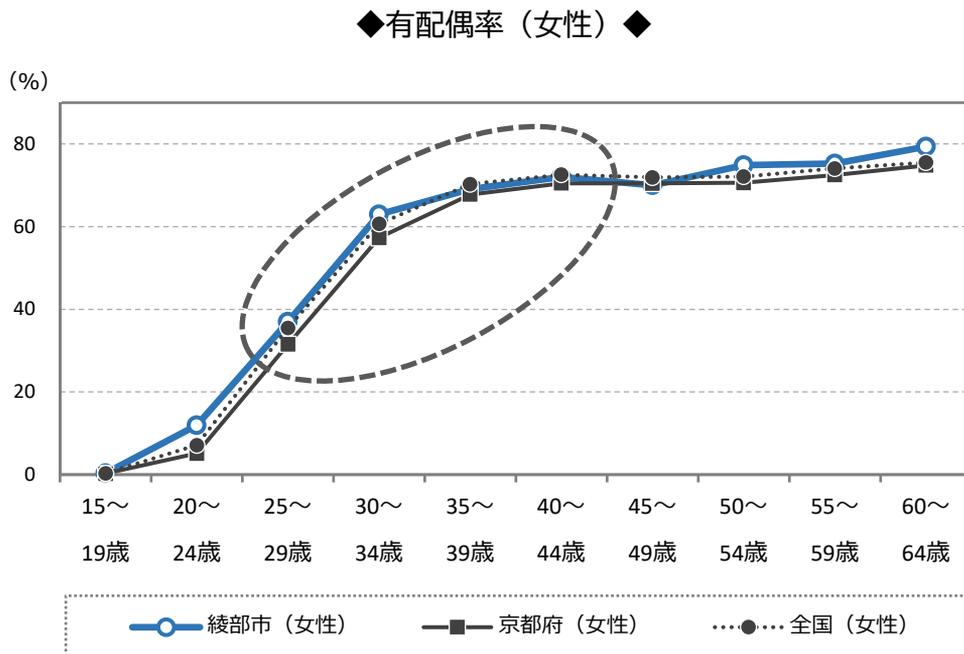
資料：綾部市 市民・国保課

5. 婚姻の状況

婚姻の状況を示す有配偶率について、子育ての中心世代と言える25～44歳で見ると、全国及び京都府と比べて、男性は35～44歳でやや低くなっており、女性はおおむね同程度となっています。



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

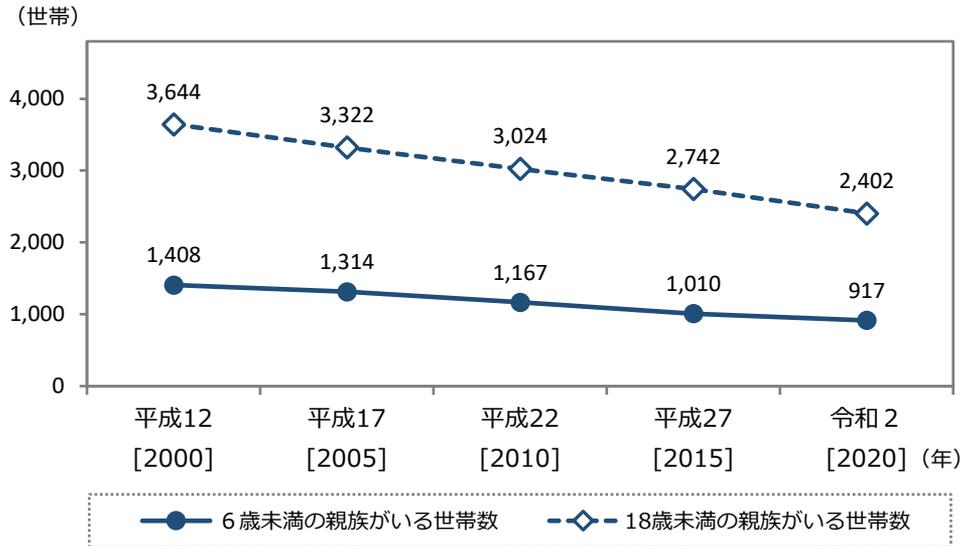


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6. こどものいる世帯の状況

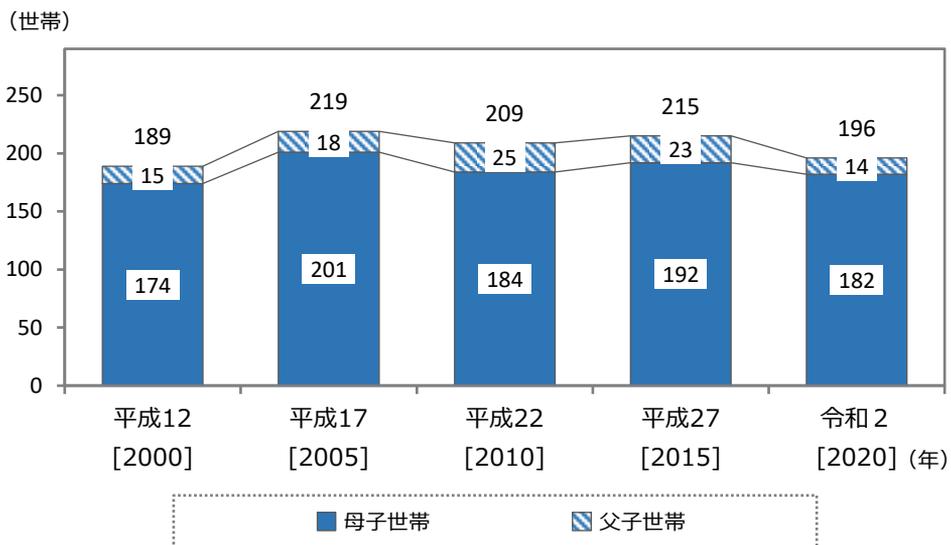
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移していますが、ひとり親世帯数は、おおむね横ばいで推移しています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

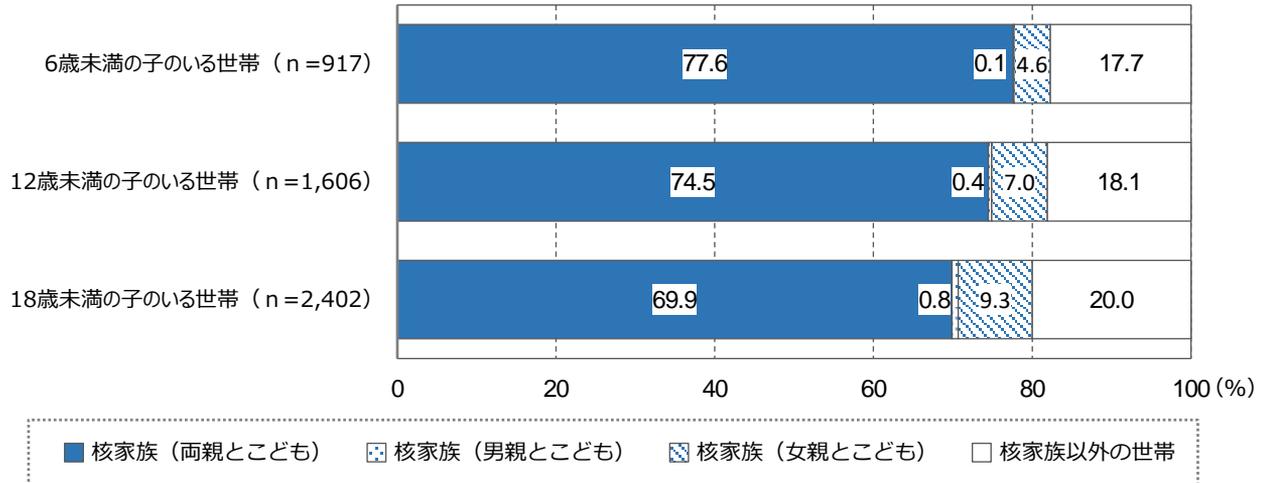
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

こどものいる世帯の家族形態を見ると、「核家族^(※)以外の世帯」の割合は2割未満となっており「核家族」の形態が8割強を占めています。また、6歳未満の子のいる世帯では4.7%、18歳未満の子のいる世帯では10.1%がひとり親世帯となっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆



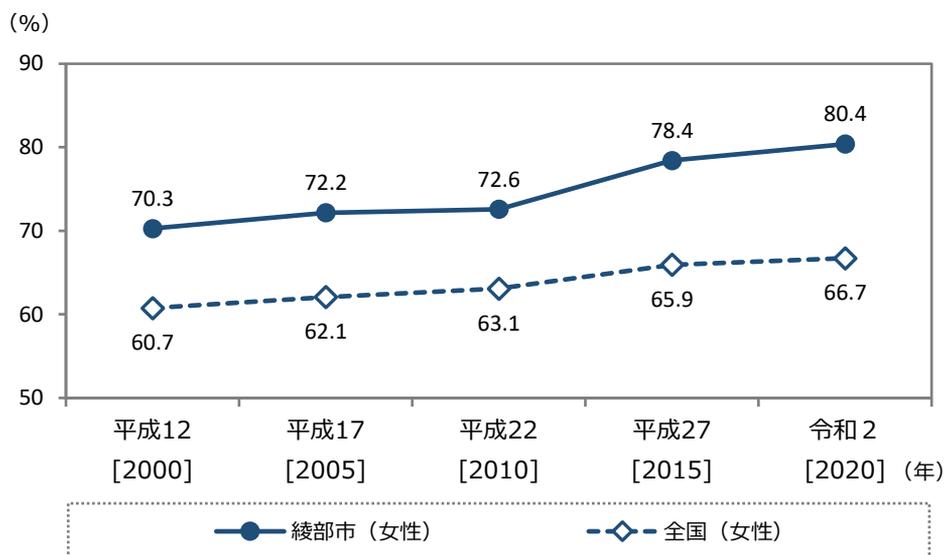
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

7. 女性の就労状況

子育ての中心世代（25～44歳）の女性就業率を見ると、近年は増加傾向であり、全国平均を超えて推移しています。また、令和2（2020）年の女性就業率を5歳階級別に見ると、全国及び京都府と比較して、女性の就業率はほとんどの年齢層で高くなっています。

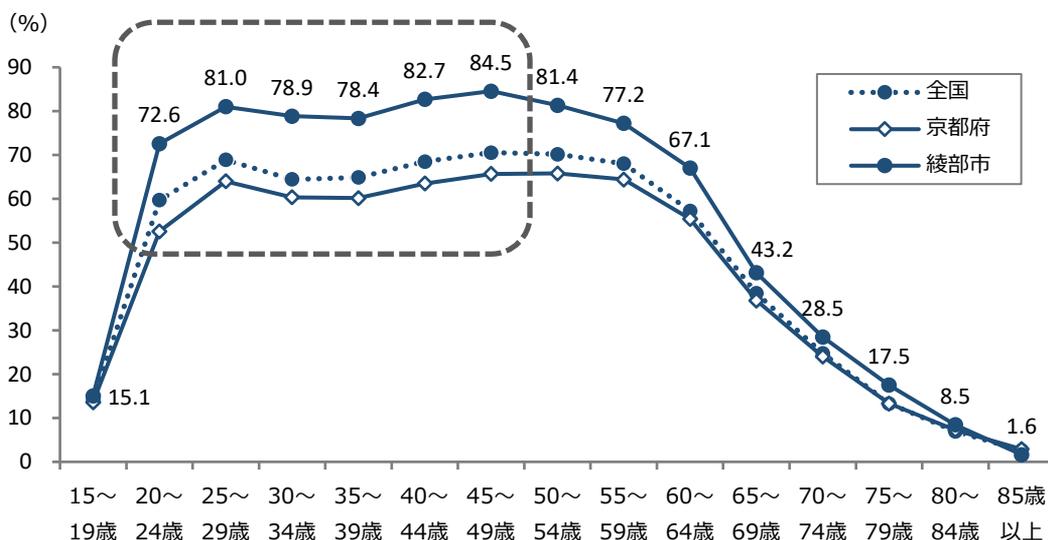
ただし、30歳代では、出産や育児に伴う離職などにより就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」が若干うかがえることから、仕事をしながら子育てしやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

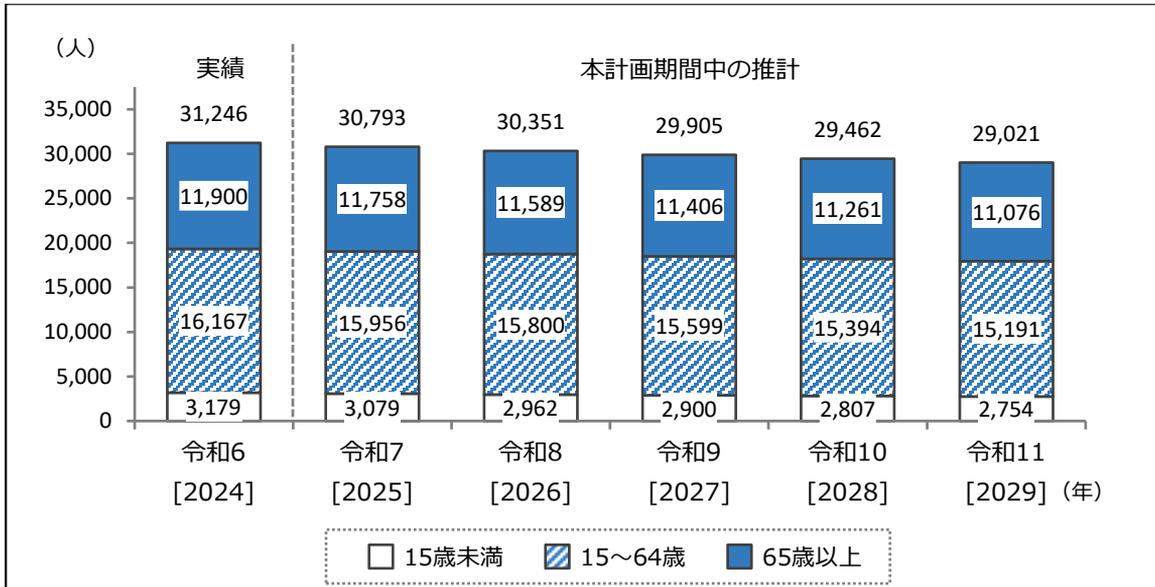


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

8. 市の人口予測

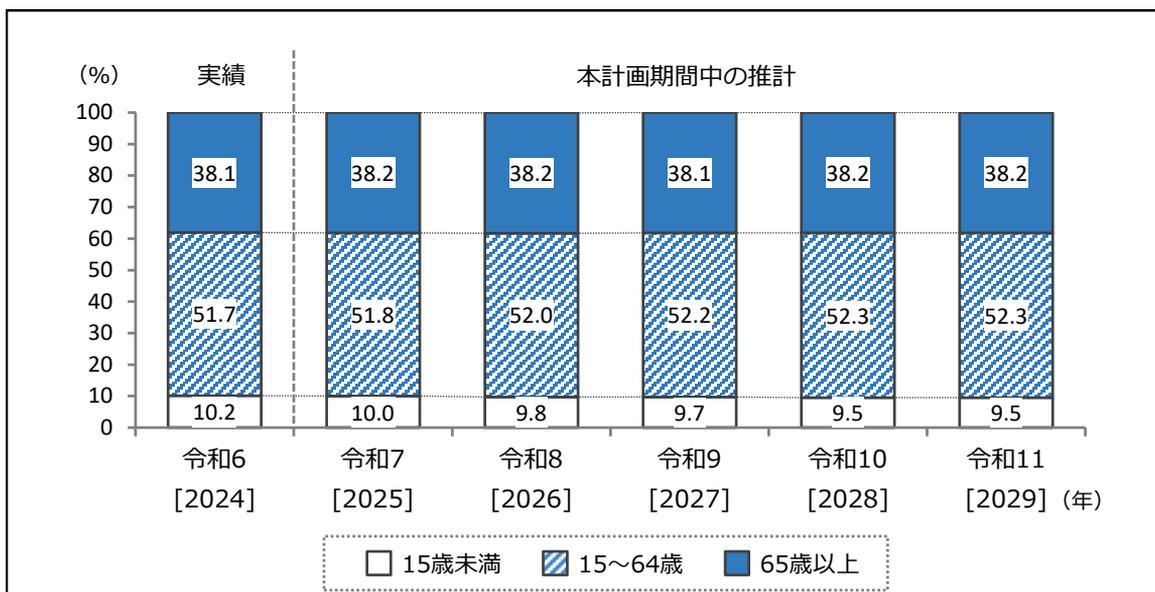
総人口及び三区分別人口の推計を見ると、総人口は減少しますが、老年人口（65歳以上）、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）もそれぞれ減少で推移することから、三区分別人口割合の推計に見られるとおり、少子高齢化の進行も緩やかであると予測されます。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2（2020）年～令和6（2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法^(※)）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2（2020）年～令和6（2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法^(※)）

9. こどもの人口推計

本計画期間中のこどもの人口推計を見ると、こどもの人口は年々減少していくことが予想されます。なお、令和2（2020）年～令和5（2023）年の4年間の0歳の平均人数は173人ですが、令和6（2024）年の0歳は117人と極端に少なくなっています。また、令和6（2024）年9月時点の親子健康手帳（母子健康手帳）配布数等から令和7（2025）年の4月1日時点の0歳は144人と推定されます。

ただし、令和2（2020）年～令和6（2024）年の実績に基づいて令和8（2026）年以降を推計していることから、令和8（2026）年以降の0歳的人数は令和6（2024）年～令和7（2025）年と比べて増加しています。

◆こどもの人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	117	144	150	149	147	145
1歳	181	122	149	157	156	153
2歳	177	182	122	150	158	157
3歳	185	177	183	123	151	159
4歳	186	187	179	184	124	152
5歳	225	186	187	179	184	124
0～5歳 計	1,071	998	970	942	920	890
6歳	228	224	185	186	179	183
7歳	231	228	225	185	186	179
8歳	211	233	230	227	187	188
9歳	221	211	233	230	227	187
10歳	209	221	211	233	231	227
11歳	254	210	222	212	234	233
6～11歳 計	1,354	1,327	1,306	1,273	1,244	1,197
12歳	222	253	209	221	211	233
13歳	278	223	254	210	222	212
14歳	254	278	223	254	210	222
12～14歳 計	754	754	686	685	643	667
15歳	263	251	275	221	251	207
16歳	266	262	250	274	220	250
17歳	280	265	261	249	273	219
15～17歳 計	809	778	786	744	744	676
合計	3,988	3,857	3,748	3,644	3,551	3,430

資料：住民基本台帳（令和2（2020）年～令和6（2024）年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

第3章 教育・保育事業等の状況

1. 認定こども園・保育所・幼稚園の状況

(1) 認定こども園の状況 1号認定

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
箇所数	か所	6	6	6	6	6
定員数	人	120	100	100	100	100
入所児数	人	100	86	83	85	78
入所率	%	83.3%	86.0%	83.0%	85.0%	78.0%

(各年4月1日現在)

(2) 認定こども園の状況 2・3号認定

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
箇所数	か所	6	6	6	6	6
定員数	人	625	625	625	625	610
入所児数	人	618	627	648	613	590
入所率	%	98.9%	100.3%	103.7%	98.1%	96.7%

(各年4月1日現在)

(3) 保育所の状況

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
箇所数	か所	3	3	3	3	3
定員数	人	270	270	270	270	270
入所児数	人	241	234	226	213	201
入所率	%	89.3%	86.7%	83.7%	78.9%	74.4%

(各年4月1日現在)

(4) 幼稚園の状況

	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
箇所数	か所	2	2	2	1	1
定員数	人	105	105	105	105	105
入所児数	人	24	24	18	19	16
入所率	%	22.9%	22.9%	17.1%	18.1%	15.2%

(各年5月1日現在)

2. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数(校)		10	10	10	10	10
児童数(人)		1,459	1,417	1,378	1,334	1,336
内訳	1年生	206	216	208	227	225
	2年生	249	209	215	208	227
	3年生	219	252	211	215	208
	4年生	269	223	251	206	217
	5年生	255	266	223	252	206
	6年生	261	251	270	226	253

(各年度5月1日現在)

(2) 中学校の状況

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
学校数(校)		6	6	6	6	6
生徒数(人)		814	780	752	756	714
内訳	1年生	256	246	247	262	209
	2年生	275	256	248	245	262
	3年生	283	278	257	249	243

(各年度5月1日現在)

(3) いじめ・不登校の状況

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
いじめ認知件数(件)		860	823	884	712
内訳	小学生	831	783	837	666
	中学生	29	40	47	46
不登校児童生徒*数(人)		31	60	65	83
内訳	小学生	16	20	12	41
	中学生	15	40	53	42

(各年度未現在)

*不登校児童生徒とは、30日以上欠席したもの(病欠欠席を除く)です。

3. 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
4か月児 健康診査	対象者数	210	181	163	135
	受診者数	199	181	161	132
10か月児 健康診査	対象者数	187	181	181	183
	受診者数	186	181	173	178
1歳6か月児 健康診査	対象者数	218	194	183	170
	受診者数	215	191	183	170
3歳児 健康診査	対象者数	262	226	197	195
	受診者数	249	219	196	192
2歳児 歯とことばの検診	実施回数	6	6	6	6
	延参加者数	207	178	154	178

(各年度末現在)

4. 児童虐待相談件数

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
身体的虐待	件	373	303	390	406
ネグレクト*	件	345	343	249	253
性的虐待	件	2	6	13	11
心理的虐待	件	722	637	717	691
合計		1,442	1,289	1,369	1,361
児童虐待数	人	201	211	213	195

(各年度末現在)

*こどもに対して衣食住を世話しない場合や、身体的、精神的、医療的なケアを十分に行わないなどの不適切な養育のこと。育児放棄、養育放棄とも言い、ネグレクトは虐待事案の対象となります。

5. 各種手当て及び医療費助成の状況

(1) 各種手当の状況

		単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童手当	対象延児童数	人	39,639	38,316	36,481	35,070
	延受給者数	人	5,884	5,735	5,426	5,163
	総支給額	千円	439,105	422,675	404,850	390,535
児童扶養手当	対象者数	人	303	294	292	273
	受給者数	人	248	240	241	223
特別児童扶養手当	対象者数	人	66	64	71	72
	受給者数	人	65	63	67	71
障害児福祉手当	受給者数	人	13	13	13	14

(各年度末現在)

(2) 医療費助成の状況

		単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
子育て支援医療費	受給者	人	3,313	3,214	3,122	3,035
	受診件数	件	21,156	22,755	24,101	25,721
	総支給額	千円	52,840	65,601	70,496	76,415

(各年度末現在)

※受給者：子育て支援医療証をもっている人数

※受診件数：受診した延回数

※総支給額：本来の保護者負担額の中の200円超から保険適用分についての合計

第4章 調査結果について

本計画を策定するにあたり、こどもと子育て家庭の状況と教育・保育に関するニーズを把握するため、次の調査を実施しました。

◆調査期間：令和6（2024）年2月21日～3月8日

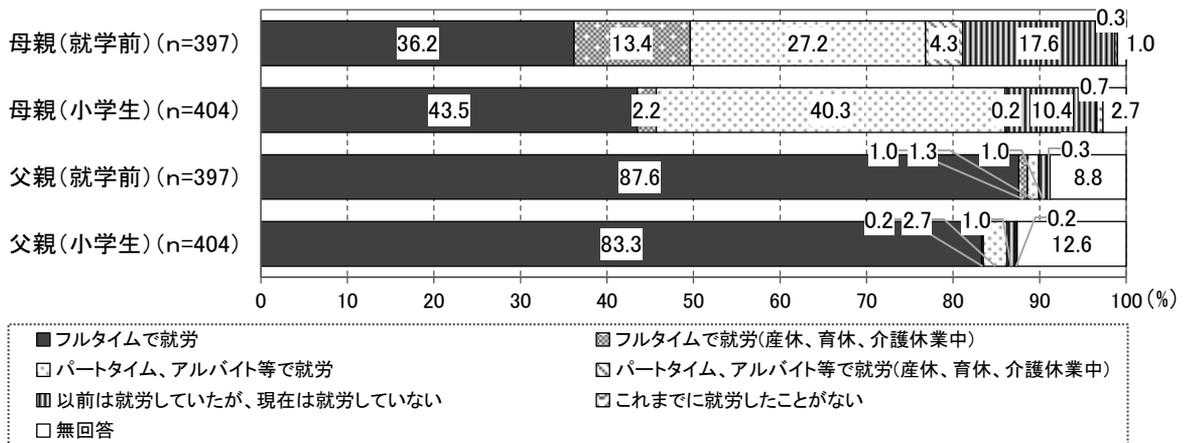
対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	911 票	397 票	43.6%
小学生児童の世帯	992 票	404 票	40.7%

※次のグラフ中、「n」は設問に対する回答者数であり、各比率はnを100%として算出しています。

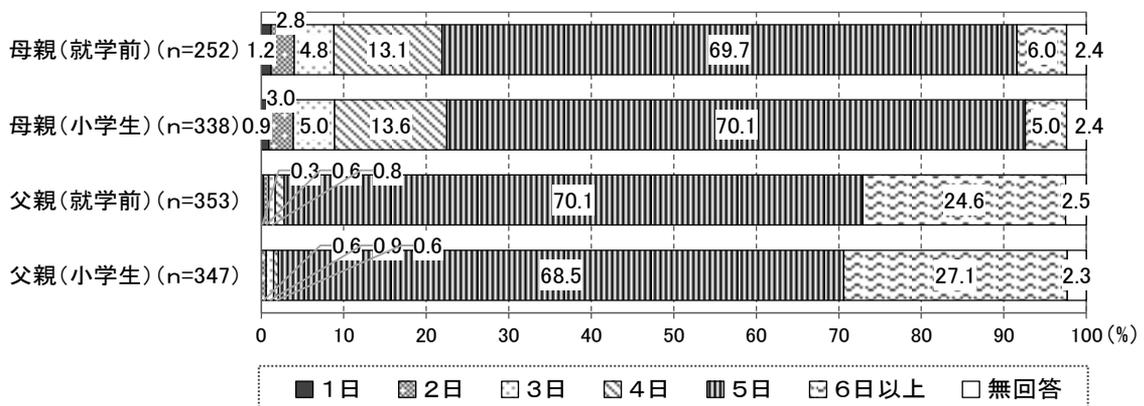
1. 主な調査結果

(1) 保護者の就労状況

「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は81.1%、小学生児童の母親は86.2%となっています。



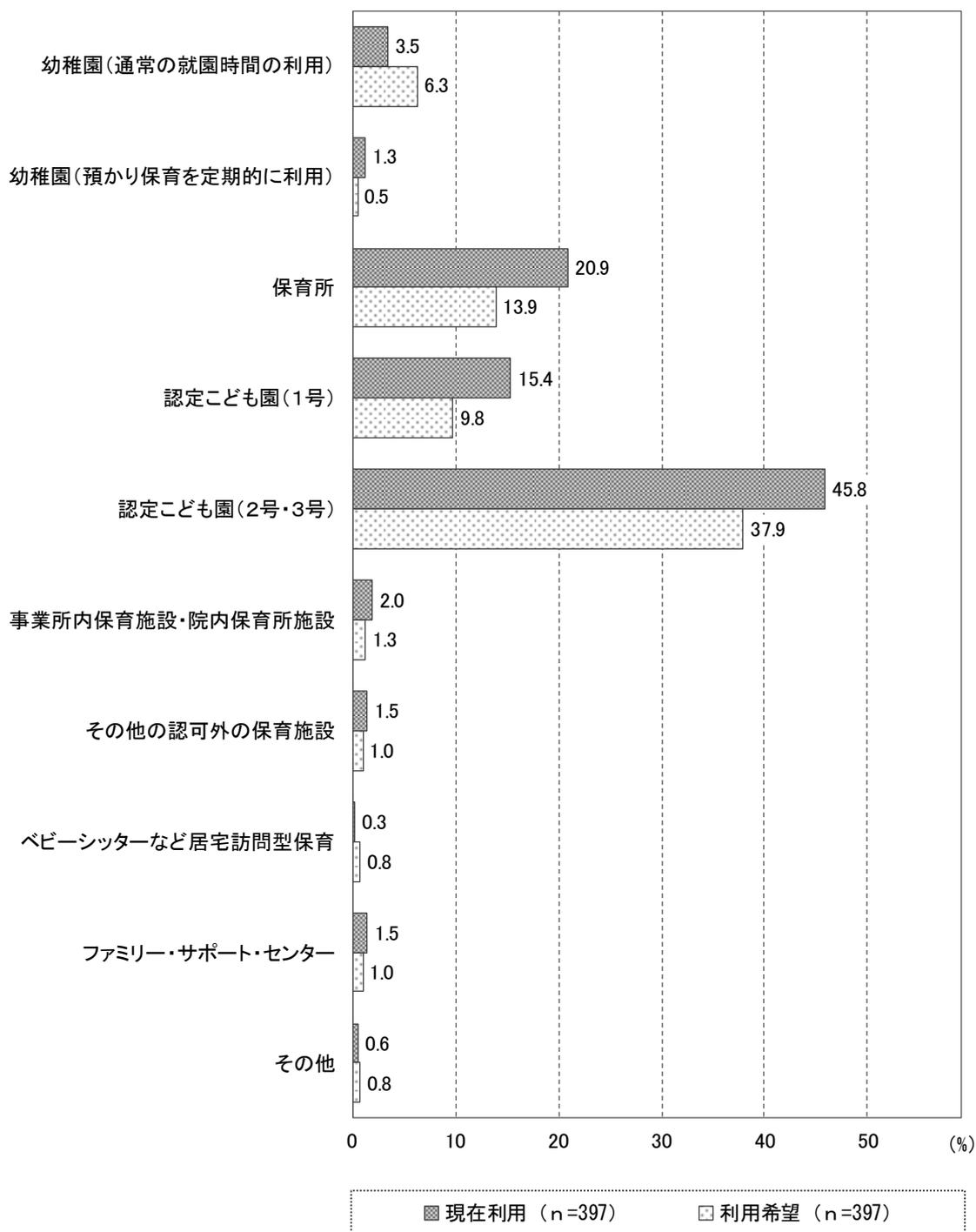
“就労している”保護者の就労日数を見ると、母親では75%程度が“5日以上”、父親ではほとんどが“5日以上”となっています。



(2) 「定期的な」教育・保育の利用

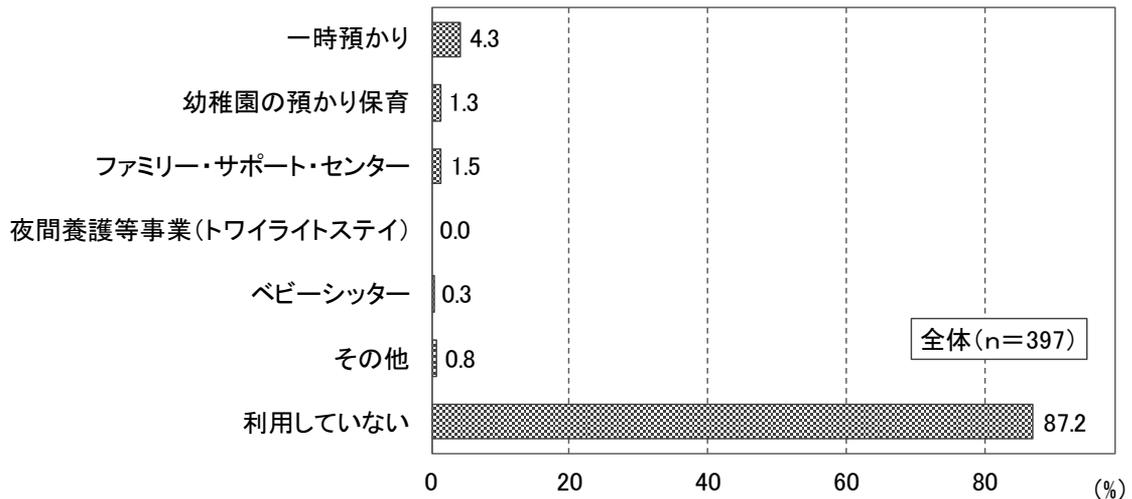
就学前児童の世帯に「定期的な」教育・保育の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園（2号・3号）」が45.8%と最も高く、次いで、「保育所」（20.9%）、「認定こども園（1号）」（15.4%）の順となっています。

一方、今後の利用希望においても、現在の利用と同様の傾向となっています。



(3) 「不定期」の教育・保育の利用

就学前児童の世帯に、私用や不規則の就労等の目的で「不規則に」利用している事業を質問したところ、「利用していない」が87.2%と割合が高くなっていますが、利用している事業を見ると、「一時預かり」が4.3%と最も高く、次いで、「ファミリー・サポート・センター」(1.5%)、「幼稚園の預かり保育」(1.3%)の順となっています。



(4) 地域の子育て支援拠点事業の利用

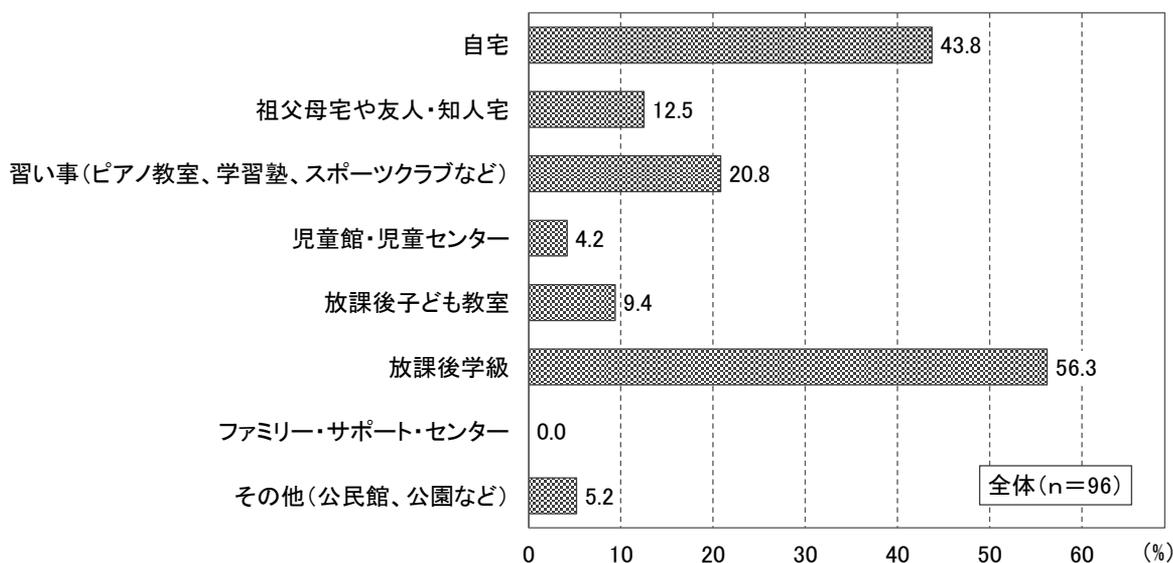
就学前児童の世帯に地域の子育て支援拠点事業の利用状況を質問したところ、利用している方のうち、「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)」については、0歳児、1歳児、3歳児、「市で実施している類似の事業(児童館・児童センター、グループ等が実施)」については、0歳児、1歳児で、全体の割合より利用が高くなっています。

		(n=)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	市で実施している類似の事 業(児童館・児童センター、グ ループ等が実施)	いずれも利用していない
全体		397	62 15.6%	73 18.4%	263 66.2%
年齢	0歳児	66	24 36.4%	16 24.2%	28 42.4%
	1歳児	48	12 25.0%	12 25.0%	28 58.3%
	2歳児	45	4 8.9%	8 17.8%	35 77.8%
	3歳児	65	13 20.0%	9 13.8%	45 69.2%
	4歳児	76	4 5.3%	11 14.5%	60 78.9%
	5歳児	96	5 5.2%	17 17.7%	67 69.8%

※表中の数字は回答者数

(5) 放課後の過ごし方

就学前児童の世帯のうち、5歳以上である子のいる世帯について、小学校入学後の放課後の過ごさせたい場所を質問したところ、「放課後学級」が56.3%と最も高く、次いで、「自宅」(43.8%)、「習い事(ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど)」(20.8%)の順となっています。



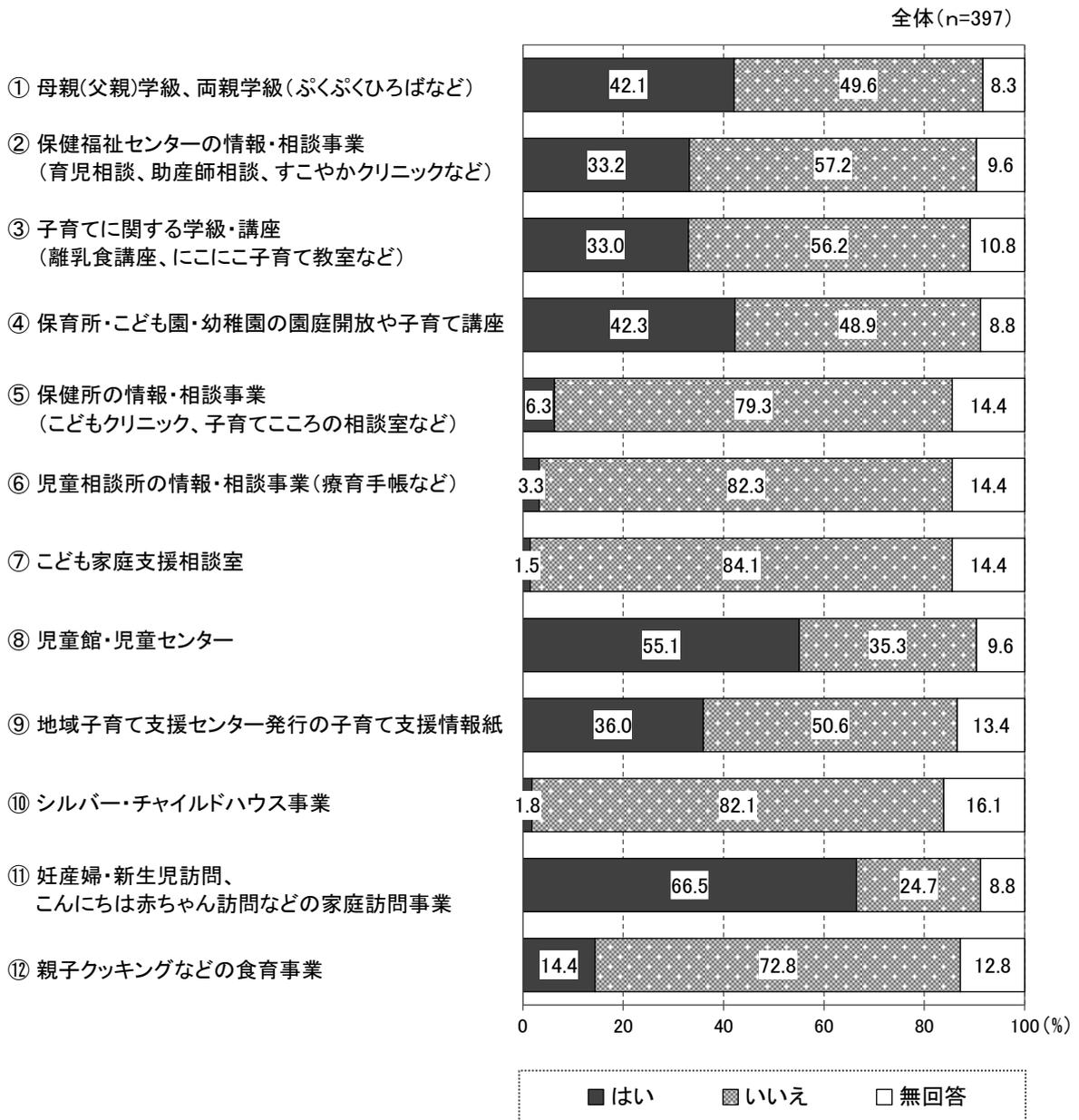
また、小学生児童の世帯に、現在、放課後を過ごしている場所を質問したところ、「自宅」が69.6%と最も高く、次いで、「放課後学級」(36.4%)、「習い事(ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど)」(30.7%)の順となっていますが、高学年ほど「自宅」の割合が高く、低学年ほど「放課後学級」の割合が高い傾向にあります。

		(n=)	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事(ピアノ教室、学習塾、スポーツクラブなど)	児童館・児童センター	放課後子ども教室	放課後学級	ファミリー・サポート・センター	その他(公民館、公園など)
全体		404	281 69.6%	34 8.4%	124 30.7%	3 0.7%	1 0.2%	147 36.4%	0 0.0%	15 3.7%
学年	小学1年生	97	60 61.9%	4 4.1%	27 27.8%	1 1.0%	0 0.0%	47 48.5%	0 0.0%	3 3.1%
	小学2年生	75	46 61.3%	8 10.7%	24 32.0%	0 0.0%	0 0.0%	36 48.0%	0 0.0%	3 4.0%
	小学3年生	70	44 62.9%	4 5.7%	24 34.3%	0 0.0%	0 0.0%	28 40.0%	0 0.0%	3 4.3%
	小学4年生	49	34 69.4%	7 14.3%	15 30.6%	0 0.0%	1 2.0%	19 38.8%	0 0.0%	1 2.0%
	小学5年生	62	52 83.9%	7 11.3%	19 30.6%	1 1.6%	0 0.0%	13 21.0%	0 0.0%	3 4.8%
	小学6年生	49	43 87.8%	4 8.2%	15 30.6%	1 2.0%	0 0.0%	4 8.2%	0 0.0%	2 4.1%

※表中の数字は回答者数

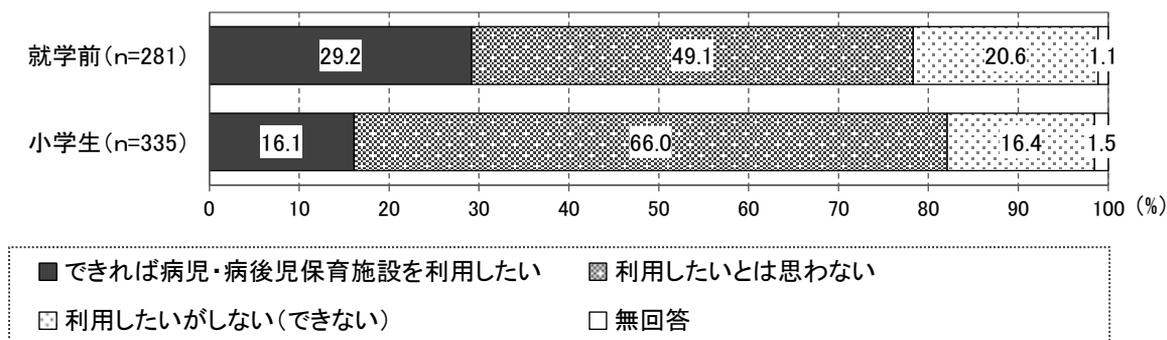
(6) 市の事業の利用状況

就学前児童の世帯に市の事業の利用状況を質問したところ、利用したことがあるものでは、「⑪ 妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問などの家庭訪問事業」が66.5%と最も高く、次いで、「⑧ 児童館・児童センター」(55.1%)、「④ 保育所・こども園・幼稚園の園庭開放や子育て講座」(42.3%)の順となっています。

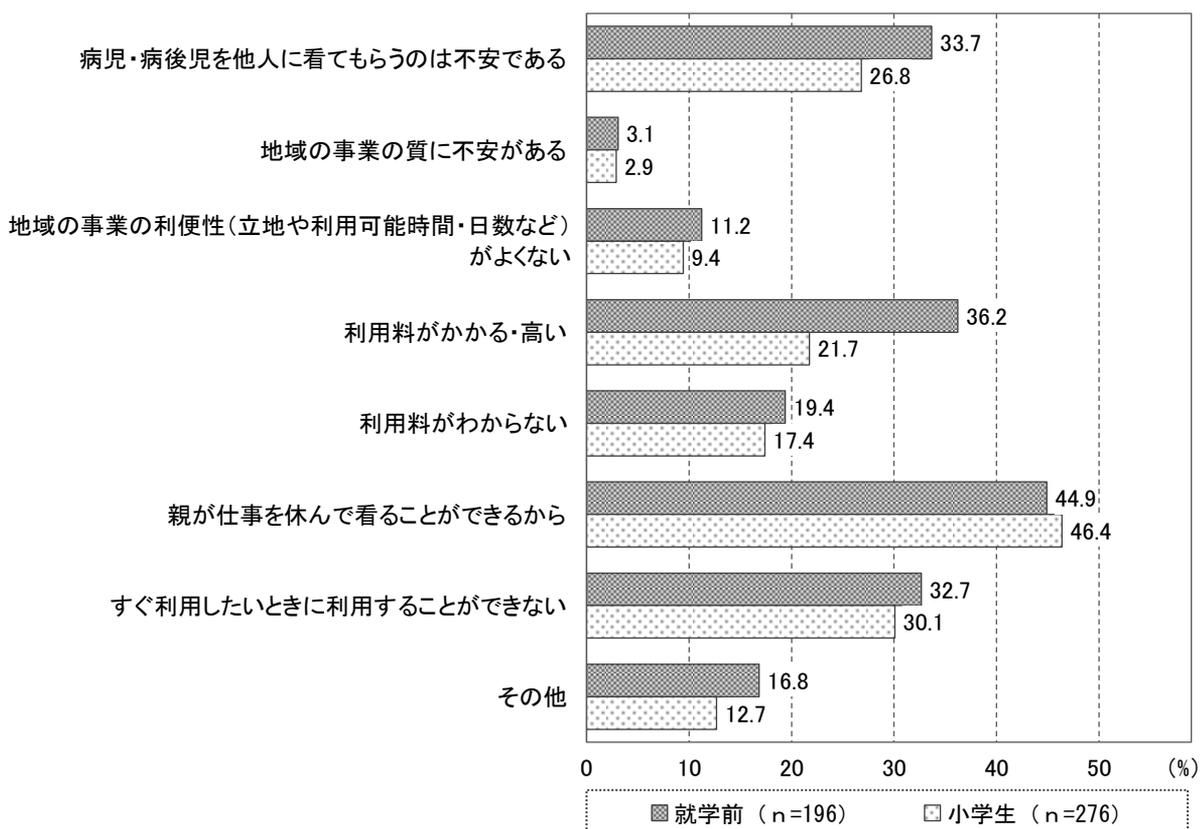


(7) 病気やけがの際の対応

こどもが病気やけがの際に父親または母親が休んだ方に対し、病児・病後児保育施設を利用したいか質問したところ、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」について、就学前児童の世帯で29.2%、小学生児童の世帯で16.1%となっています。



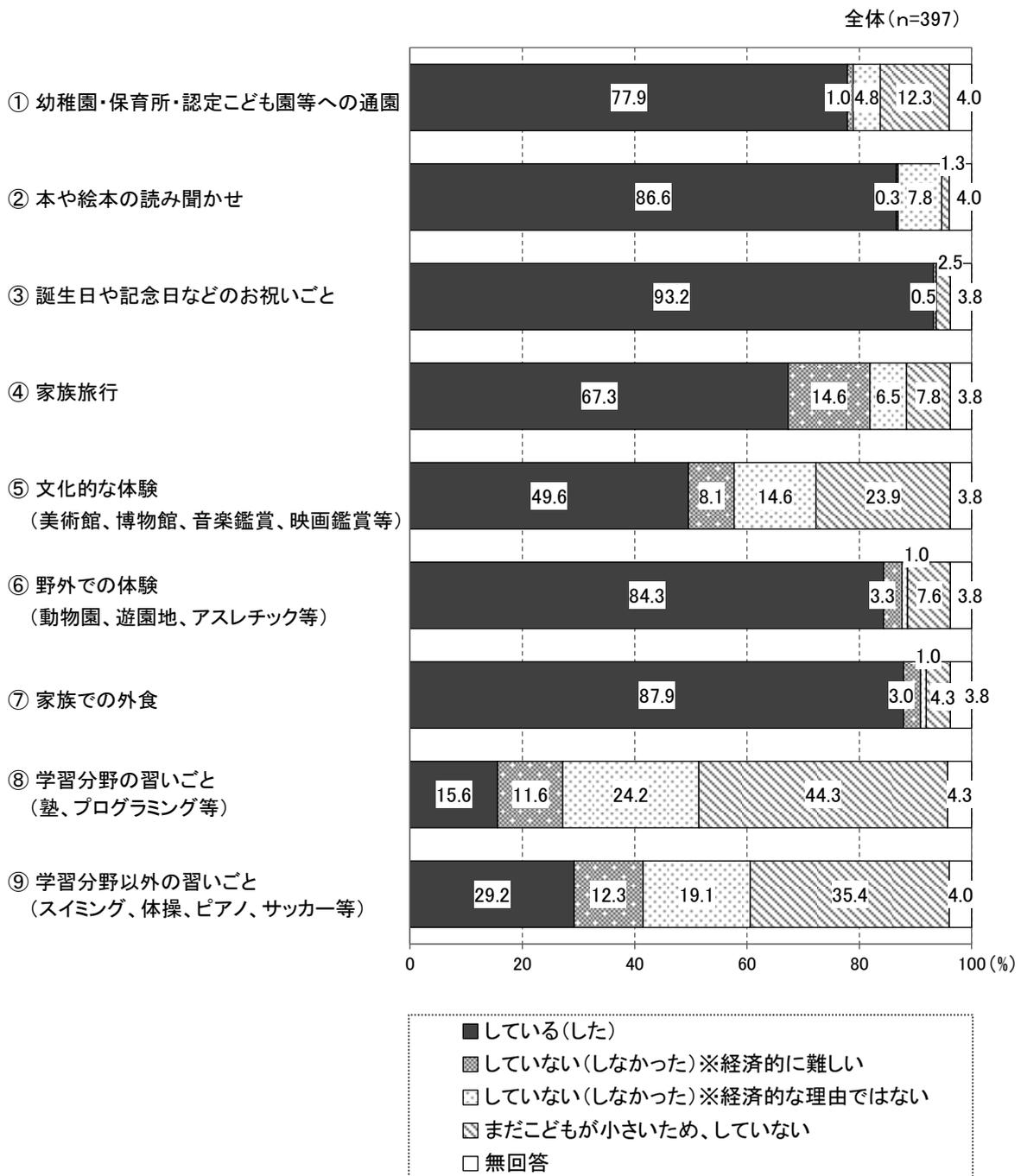
上記の質問について、病児・病後児保育施設を利用したいとは思わない方または利用したいがしない(できない)方に対して、病児・病後児保育施設を利用しない理由について質問したところ、就学前児童の世帯では「親が仕事を休んで看ることができるから」が44.9%と最も高く、次いで、「利用料がかかる・高い」(36.2%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安である」(33.7%)の順となっています。また、小学生児童の世帯では「親が仕事を休んで看ることができるから」が46.4%と最も高く、次いで、「すぐ利用したいときに利用することができない」(30.1%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安である」(26.8%)の順となっています。



(8) こどものために家庭でしていること

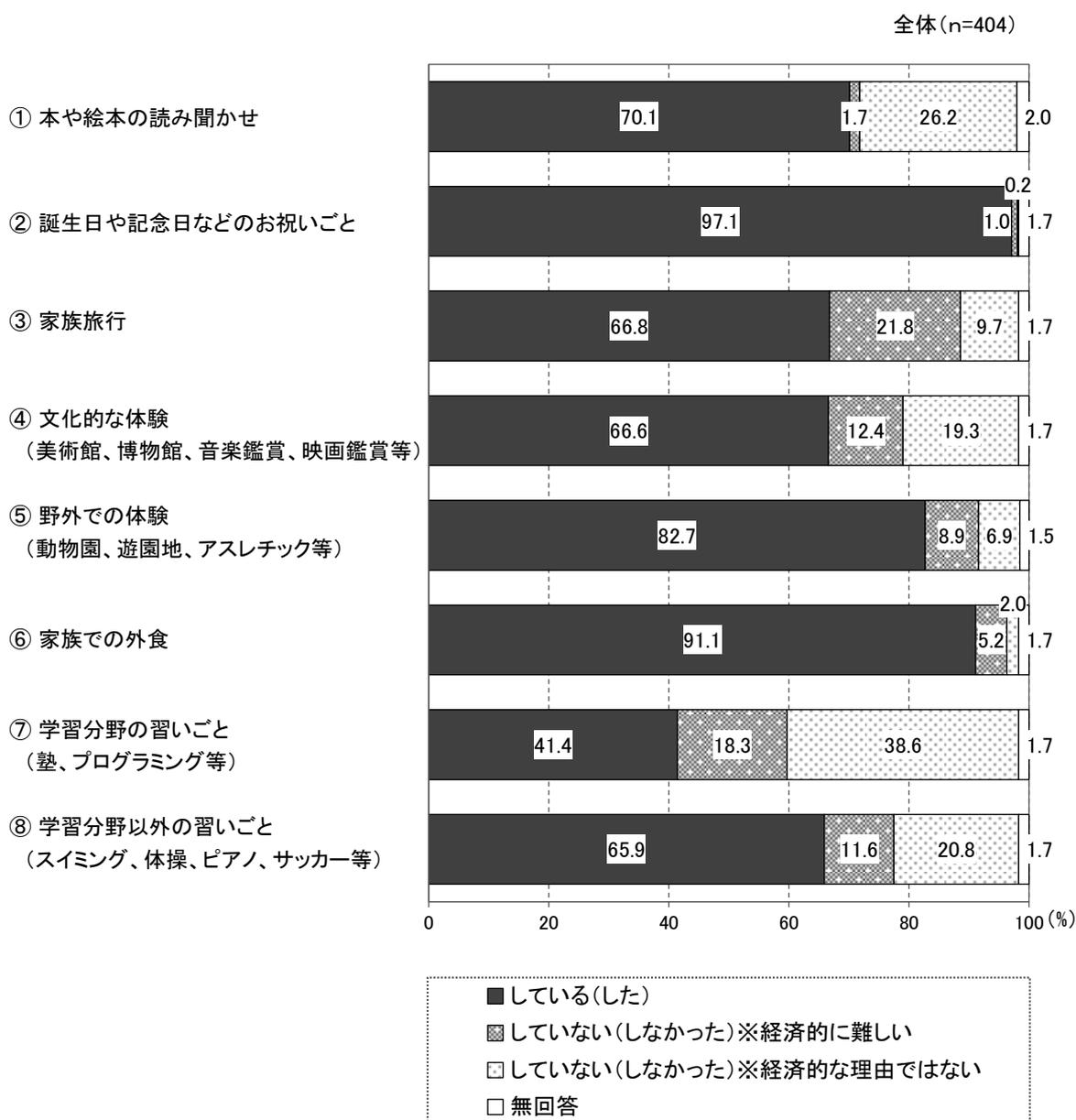
就学前児童の世帯にこどものためにしていることを質問したところ、「③誕生日や記念日などのお祝いごと」が93.2%と最も高く、次いで、「⑦家族での外食」(87.9%)、「②本や絵本の読み聞かせ」(86.6%)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では「④家族旅行」が14.6%と最も高く、次いで、「⑨学習分野以外の習いごと(スイミング、体操、ピアノ、サッカー等)」(12.3%)、「⑧学習分野の習いごと(塾、プログラミング等)」(11.6%)の順となっています。



小学生児童の世帯にこどものためにしていることを質問したところ、「②誕生日や記念日などのお祝いごと」が97.1%と最も高く、次いで、「⑥家族での外食」(91.1%)、「⑤野外での体験(動物園、遊園地、アスレチック等)」(82.7%)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では「③ 家族旅行」が21.8%と最も高く、次いで、「⑦ 学習分野の習いごと(塾、プログラミング等)」(18.3%)、「④ 文化的な体験(美術館、博物館、音楽鑑賞、映画鑑賞等)」(12.4%)の順となっています。

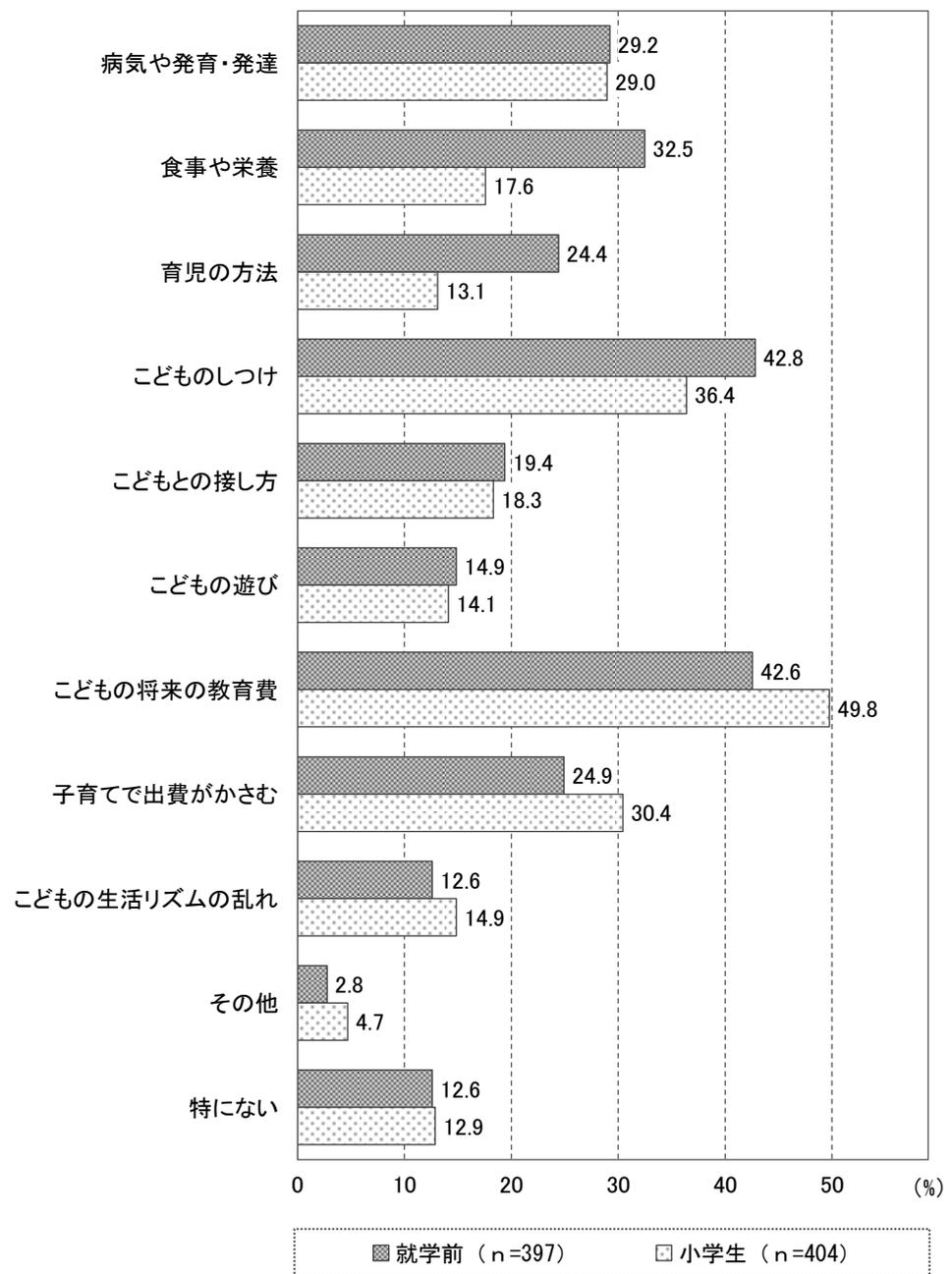


(9) 子育てにおける悩みや不安

子育てにおける悩みや不安のうちこどものことについて見ると、就学前児童の世帯では、「こどものしつけ」が42.8%と最も高く、次いで、「こどもの将来の教育費」(42.6%)、「食事や栄養」(32.5%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「こどもの将来の教育費」が49.8%と最も高く、次いで、「こどものしつけ」(36.4%)、「子育てで出費がかさむ」(30.4%)の順となっています。

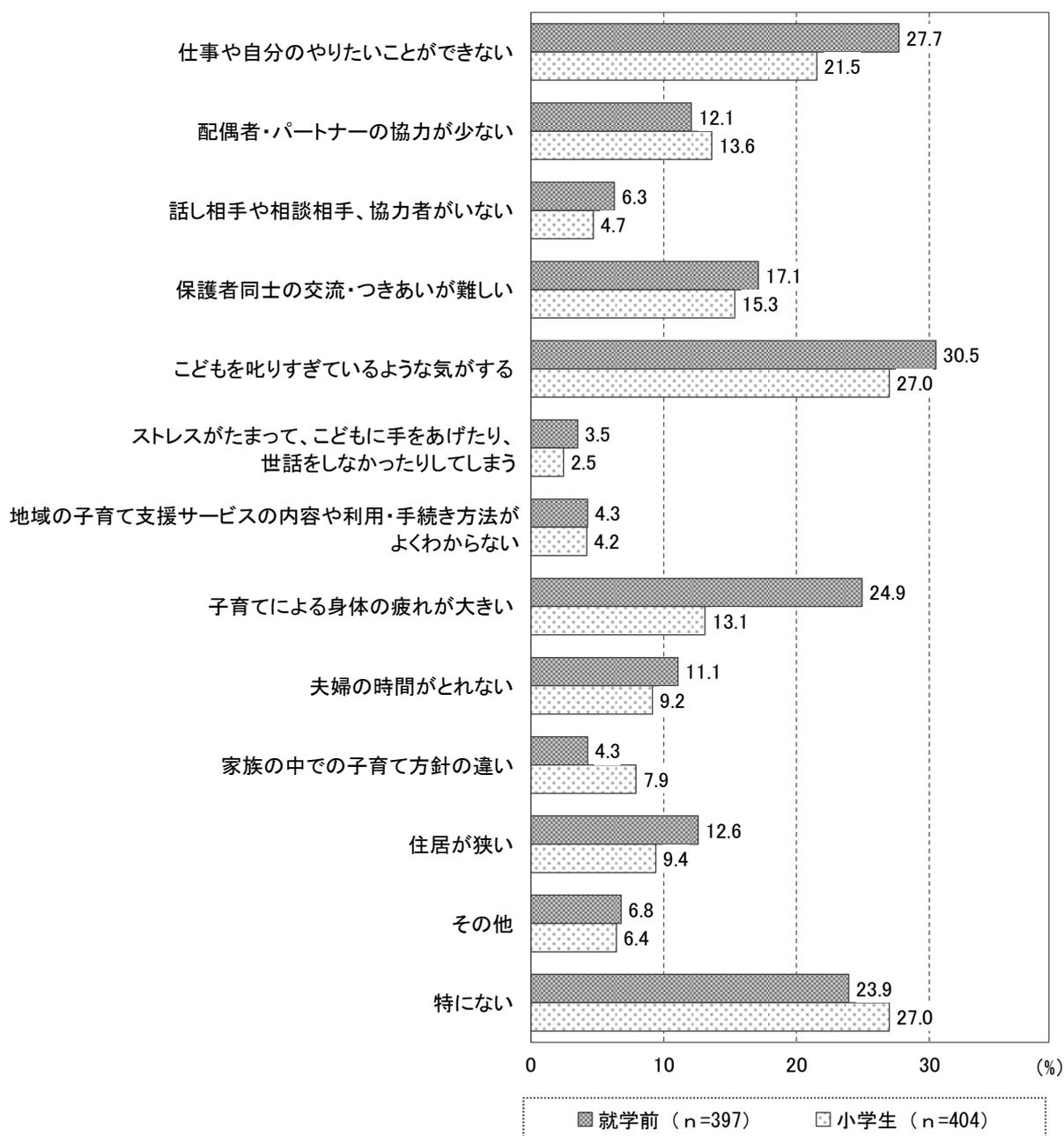
【こどもに関する悩みや不安】



子育てにおける悩みや不安のうち保護者のことについて見ると、就学前児童の世帯では、「こどもを叱りすぎているような気がする」が30.5%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」(27.7%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(24.9%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「こどもを叱りすぎているような気がする」が27.0%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」(21.5%)、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」(15.3%)の順となっています。

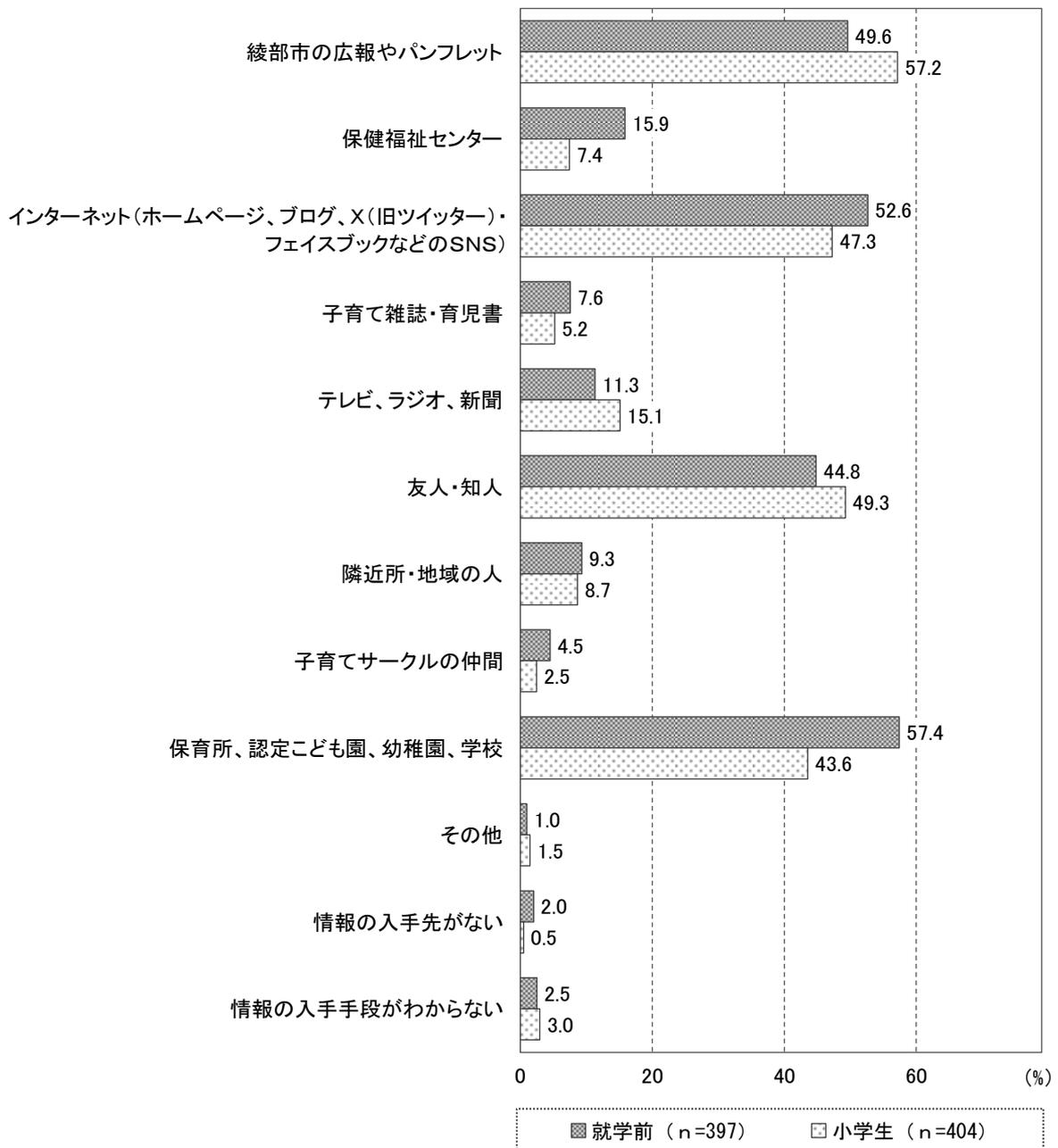
【保護者自身の悩みや不安】



(10) 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先について、就学前児童の世帯では、「保育所、認定こども園、幼稚園、学校」が57.4%と最も高く、次いで、「インターネット（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）・フェイスブックなどのSNS^(※)）」（52.6%）、「綾部市の広報やパンフレット」（49.6%）の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「綾部市の広報やパンフレット」が57.2%と最も高く、次いで、「友人・知人」（49.3%）、「インターネット（ホームページ、ブログ、X（旧ツイッター）・フェイスブックなどのSNS）」（47.3%）の順となっています。



2. 調査結果から見える傾向と課題

◆母親・父親の勤務状況について

就学前児童がいる母親の就業割合は81.1%、小学生がいる母親の就業割合は86.2%となっており、共働き世帯の増加がうかがえます。共働き世帯が安心して就労できる環境づくりのために、就学前児童に対する幼児教育・保育の施設整備や一時預かり、地域子育て支援センター活動等を充実するとともに、小学生に対する放課後学級や放課後子ども教室等の充実により、子育て支援を一層強化する必要があります。

◆就学前児童の「定期的な教育・保育事業」の利用について

幼児教育・保育施設に対する今後の利用意向において、認定こども園と保育所の利用希望が高いことを踏まえつつ、子育て家庭の多様なニーズに応えられる施設整備と内容の充実に努める必要があります。

◆小学生の放課後の過ごし方について

小学生の現在の放課後の過ごし方は「自宅」が最も多く、「放課後学級」は36.4%となっています。ただし、「放課後学級」は低学年（小学1～3年生）の利用割合が高いことに加え、近年は高学年（小学4～6年生）の利用ニーズも高まっていることを勘案すると、子育て家庭が安心して働ける環境整備のために今後も「放課後学級」の充実を図っていく必要があります。

◆こどもの病気やけがの際の対応について

核家族で共働き世帯の場合、こどもが病気やけがをしたことにより幼児教育・保育施設や小学校を休む場合の対応について、父親または母親が仕事を休む割合が一定程度見られました。またその際に病児・病後児保育施設を利用したいという割合も、就学前児童の世帯では29.2%、小学生児童の世帯では16.1%となっています。このようなことから、共働き世帯が安心して働くことができるよう、病児・病後児保育事業の広報内容を充実させることにより利用方法等の周知を図り、利用の促進につなげていく必要があります。

◆こどものために家庭でしていることについて

家庭において経済的な理由からしていないことを見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、「学習分野の習いごと」や「学習分野以外の習いごと」の割合が1割～2割程度見られます。また、発育・発語に影響を与える「本や絵本の読み聞かせ」について、経済的な理由はないがしていない割合が、就学前児童の世帯では7.8%、小学生児童の世帯では26.2%となっています。世帯の経済的な状況や保護者のかかわりの状況が児童の発育・発達の格差となることを低減できるよう、各種事業や広報・啓発等を通じて、家庭教育の充実につなげていく必要があります。

◆子育ての悩みや不安、困りごとについて

子どもに関する悩みや不安、困りごとを見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、しつけと将来の教育費の割合が高くなっています。また、保護者自身に関する悩みや不安を見ると、就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、子どもをしかりすぎていると思ったり自分のやりたいことができないと感じたりしている割合が高くなっています。核家族化の影響や近所付き合いの希薄化等から、子育ての悩みや不安を気軽に相談できなくなっている保護者の割合も一定数あることが想定されます。そのため、各種事業や相談支援体制の充実等を通じて、子育ての悩みや不安、困りごとをできるだけ低減できるように努める必要があります。

◆情報の入手先について

就学前児童、小学生児童の世帯を問わず、市の広報物、インターネット・SNS、友人知人、保育所等・学校の割合が高くなっています。このような状況を捉える中で、市として各種広報媒体による情報提供に努めるとともに、行政窓口や関係機関での情報提供や相談支援の際の情報提供に取り組むことが求められます。また、同年代の子どもを持つことにより知人・友人を増やすことで、知り合い同士の情報共有も可能となることから、市の事業をきっかけとした子育て世帯同士の交流・親睦の場を提供することも必要です。

第5章 前計画の取組状況と課題

1. 前計画の全体評価

前計画の進捗について市内調査を実施し、その結果をもとに施策評価（具体的施策は全 162 項目、担当課別の区分では全 223 項目）を行ったところ、全体の評価点は「90 点」でした。

基本的方向		評価点	基本目標	評価点
I	すべての 子どもたちが 心豊かに成長や 発達できる まちづくり	91	1. こどもの人権を大切にするまちづくりの推進	85
			2. こどもの心身の健やかな成長を図るための 教育や保育の充実	85
			3. 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障 するまちづくりの推進	98
			4. 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進	94
II	誰もが安心して 子どもを産み 育てられる まちづくり	92	1. 家庭と仕事の両立の推進	88
			2. 子育てについての相談や情報提供の充実	94
			3. 多様な子育て支援サービス・保育サービスの 充実	95
			4. 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	92
			5. 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備	89
III	地域社会が 一体となって、 子育て家庭を 支援する まちづくり	88	1. こどもの安全の確保	93
			2. 子育て仲間づくりへの支援	85
			3. 地域における子育て資源の有効活用	87

2. 基本的方向ごとの取組状況と課題

I すべてのこどもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

(1) こどもの人権を大切にすまちづくりの推進

■取組状況

- 市内の保育所・認定こども園や小学校を対象に、人権の花運動を人権擁護委員と連携し実施するほか、各中学校ブロックの人権学習一貫プログラムに基づき、人権教育を実施しました。
- こどもの意見・主張を聞く機会として、こどもたちを主役にしたさまざまな行事やコンクールを行っており、小中学生を対象に作文やポスターコンクール、施設見学、講演会等を含むこどもたち向けの人権啓発・環境学習の取組を実施しました。
- 保育所等と児童館において、こどもの成長や保育内容を知ってもらうために、児童製作作品を展示しました。

■課題

- 展示作品の応募を学校へ依頼しているため、学校毎の取組状況により応募作品数が左右されることが課題です。
- 年々、児童数と園児数が減少しており、各種施設見学者も減少していますが、一人ひとりに対して充実した体験及び経験を積んでもらえるよう内容の工夫が必要です。

(2) こどもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実

■取組状況

- 幼稚園・認定こども園・保育所等の就学前施設から小学校への円滑な連携のため、研究会、研修会等を活用し、学びと育ちの連続性のあるアプローチカリキュラム^(※)やスタートカリキュラム^(※)の充実を図る等、保幼小連携を強化しました。
- 地域に開かれた学校・園づくりのため、各校園の学校関係者評価委員会等で意見交換を行いました。
- 市内小中学校及び幼稚園、こども園からこどもの創造力を生かした作品を展示発表する場として、アートフェスタを開催しました。
- 綾部駅北側に建設したあやテラス内に子育て交流センター「あやっこひろば」を整備しました。

■課題

- 保育・教育施設の老朽化が進んでおり、改修や整備が必要ですが、補助制度がなく予算確保が難しい状況です。

- 感染症対策をしながら施設を運営する必要がある、子どもや高齢者の交流機会が減少していることが課題です。
- 文化・スポーツ交流会や競技会の開催等、引き続き、青少年が文化芸術に接し創造し発表できる場を提供することが必要です。

(3) 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進

■取組状況

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るために、年に1度の要保護児童対策地域協議会関係機関児童虐待防止研修会を開催しました。
- 妊娠届出の面談にてハイリスク妊婦^(※)を把握し、医療機関へ情報提供を図りました。
- 令和2(2020)年度に子ども家庭総合支援拠点事業を整備し、子ども家庭支援相談室「あや・ほっと」を設置しました。
- 国基準に基づき、0、1、2歳児を養育するひとり親家庭を対象に、認定子ども園、保育所等の保育料減免を図りました。
- 幼児発達サポート事業にメンバーとして保健師が参画し、集団生活における困難さを抱える児童の把握により支援体制を整えています。

■課題

- 令和6(2024)年度の困難女性支援法の施行に伴い、DV被害者に加えさまざまな困難を抱えた女性への相談支援を行う必要性が出てきたため、相談員のさらなるスキルアップが必要です。
- 居宅介護や行動援護等の実施事業所や従事者が不足しており、課題となっています。
- 放課後学級において、全ての支援員が特別な配慮を必要とする児童の対応ができるよう、研修等を行うことが必要です。

(4) 貧困の連鎖を断ち切るための支援の推進

■取組状況

- 子ども食堂を運営する団体及び希望する新規の団体に対し、京都府等からの情報提供を行いました。
- 生活保護制度を含めた生活困窮対策について、社会福祉協議会等関係機関と連携しながら当該制度を必要とする人に支援が届くよう努めました。
- 令和2(2020)年から令和4(2022)年は母子栄養強化事業を実施し、妊産婦及び乳幼児に牛乳等の支給を行いました(令和5(2023)年は申請者なし)。
- こどもの貧困対策連絡会を開催し、関係課との情報交換を行いました。

■課題

- 生活保護受給者へ向けて、就労支援ナビゲーターと連携し、早期就労を実現できるよう取組を進めましたが、長期未就労者や就労意欲が低い方には、長期的な支援が必要な状況です。

- 母子栄養強化事業について、幼児の体重の増加が順調なケースは終了となりますが、事業終了後の生活・経済支援へのつながりは必要です。
- こどもの貧困について、生徒や家庭のプライバシーの保護が重要な課題であり、今後とも配慮をしながらの広報が課題となっています。

Ⅱ 誰もが安心してこどもを産み育てられるまちづくり

(1) 家庭と仕事の両立の推進

■取組状況

- 令和3（2021）年11月から綾部市立病院内に病児保育室「にじいろルーム」を開所しました。
- 令和3（2021）年度に西八田放課後学級を開設し、市内10小学校区すべてに、放課後学級を設置しました。
- 育児休業の完全実施に向けて、「男女共同参画 information」を発行し配布することで、法や制度についての周知を図り、啓発を行いました。

■課題

- 放課後学級への入級児童は増加していますが、支援員のなり手不足が課題となっています。

(2) 子育てについての相談や情報提供の充実

■取組状況

- 相談体制の整備や充実のため、保健推進課の母子保健担当とこども支援課の家庭児童・療育担当が、月に1回合同で会議を実施しました。
- 子育てメール相談を受け付け、支援が必要な児童については小学校に引き継ぐほか、家庭相談員や保健師の研修参加を充実させ、保幼小連携に取り組みました。
- 「ぷくぷくひろば」を妊婦と生後6か月までの乳児とその家族の教室として開催し、沐浴体験や授乳相談等、妊娠期や産後の方の希望・相談に応じました。

■課題

- こども家庭センターの設置に伴い、家庭支援事業として母子保健と連携を図りながら、子育て世帯訪問支援事業やペアレントプログラム事業等の適切なサービスにつなぐことが必要です。
- 保幼小連携の取組は、中学校ブロック間で差が大きく、課題となっています。
- 年々児童虐待への対応は、家族の問題が複雑になり困難ケースが増えているため、幅広い研修への参加で対応スキルを高める必要があります。

(3) 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

■取組状況

- 子育て世代包括支援センターぷくぷくにおいて、妊産婦、保護者に対する相談支援をし、適切な情報提供やサービスへつながりました。
- 令和6（2024）年度より、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として、児童福祉機能と母子保健機能を一体化したこども家庭センターを設置しました。
- 一時預かり事業については、8園で実施し（その他1園については園単独事業として実施）、放課後学級は10市内小学校区すべてに開設しました。
- 物部児童館や宮代児童センター及びなかせじ児童センターにおいて、遊びの場の提供やさまざまな季節の行事、ふれあい事業、子育て支援の活動等を行いました。

■課題

- 子育て短期支援事業について、委託先施設が遠方のため、市内で利用できる里親委託の推進が必要です。
- 各園において、発達上及び家庭環境等で支援を必要とする就園児童に対して配置されている子育て支援推進保育士と関係機関の連携が必要です。

(4) 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進

■取組状況

- 4か月児、10か月児、1歳半、3歳半を対象に各月1回健診を実施するほか、おおむね2歳6か月のこどもを対象に歯科検診を実施し、希望者にはフッ素塗布を行いました。
- 年間の乳幼児健診や教室、相談日等の事業が掲載されたすくすくカレンダーを作成配布し、情報提供を行いました。
- 乳幼児健診や育児相談等、保健福祉センターで開催する事業のほか、必要に応じて家庭訪問や個別相談を実施し、管理栄養士が栄養指導を行いました。

■課題

- 乳幼児健診において、こどもの発育発達面だけでなく、家庭の相談対応が必要なケースが増え、待ち時間が発生していることが課題です。
- 妊婦歯科健診の受診率が伸びず、歯周病予防等の周知・啓発が必要です、また、乳幼児期からの齲歯予防の啓発方法と個別相談の方法等も合わせて検討が必要です。

(5) こどもや子育てに配慮した生活環境の整備

■取組状況

- 交通事故多発地点等の信号機等の設置実現に向けて、自治会要望と警察署等の関係機関との連携・調整を図りました。
- 中学卒業までのこどもの入院・通院の医療費が1か月1医療機関ごとに200円の負担となるよう、医療費の一部を支給しており、令和6(2024)年4月から高校生年代の入院医療費について拡充しました。
- 同一世帯の児童が放課後学級に2人以上入級する場合に2人目の利用料は半額、3人目以降は無料としました。
- 一般不妊治療給付事業、不育治療等給付事業を実施しており、令和4(2022)年4月1日から治療内容の保険適用範囲の拡充に伴い要綱改正を行いました。

■課題

- 交通安全施設に関する要望は多いですが、限られた予算の範囲内で要請に応じた交通安全を実施していくことが必要です。

Ⅲ 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

(1) こどもの安全の確保

■取組状況

- 綾部警察署や地域団体と連携して啓発活動を行うほか、自転車利用者の安全を考慮して、小学6年生に自転車用ヘルメットの購入支援を行いました。
- 綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会を中心に、府民防犯旬間や全国地域安全運動に合わせた街頭啓発を実施しました。
- 各校園の安全教育の計画に基づき、火災・地震を想定した避難訓練を行うほか、綾部市地域防災計画で対象地域となっている5園の避難確保計画策定を支援しました。
- 民生児童委員協議会、綾部市社会福祉協議会と協力し、年2回の「あんしんカード(災害時要援護者支援台帳)」更新を行いました。

■課題

- 無施錠による自転車の盗難が後をたたないため、引き続き高校生に向けての防犯意識の周知が必要です。
- 個別避難計画の作成にあたっては地域や関係支援機関と共に取り組んでいく必要があります。

(2) 子育て仲間づくりへの支援

■取組状況

- 子育てサークルへの支援として、地域子育て支援センター職員により、サークル活動等に対するアドバイスや指導のほか、図書・保育用品等の貸し出しを行うことで活動を支援しました。
- 地域とのつながりについて、感染症対策の観点から近年は一部の行事が見送られました。
- シルバー・チャイルドハウス事業の推進や国・京都府の子ども・子育て支援交付金を用いた、市内の地域子育て支援拠点事業に対する補助金の交付を実施しました。

■課題

- 放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業(放課後学級)を実施するにあたって、サポーターの高齢化が進み、既存の方法で運営することが難しく、課題となっています。

(3) 地域における子育て資源の有効活用

■取組状況

- 子育て支援のための人材育成として、公立・民間保育所ともに、キャリアアップ研修の受講や園内研修を実施しました。

■課題

- シルバー・チャイルドハウス事業について、予定の回数を実施できない団体があったため、活動のしやすさに配慮した改善が求められています。

第6章 計画の基本理念と施策体系

1. 基本理念

◆本計画の基本理念◆

すべてのこどもが心豊かに成長でき、
誰もが安心してこどもを産み育てられ、
地域社会全体が応援するまちづくりの推進

前計画においては「すべてのこどもが心豊かに成長でき、誰もが安心してこどもを産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進」を基本理念に掲げ、こどもが健やかに育ち、地域で支え合いながら、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりに取り組んできました。

近年の本市の状況として、高齢化や少子化が進行するとともに、共働き世帯や核家族の増加が見られることから、家庭や地域におけるこどもや子育て世代の置かれている環境は厳しくなっていると推測されます。また、本市では女性の就業率がかなり高いことから、少子化の中においても子育て支援施策を一層充実することで、安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を推進していく必要があります。

このため、本計画においては、前計画の基本理念と施策展開を引き継ぎつつ、内容について一層の充実・強化を図ります。そして、本計画を通して、こどもの最善の利益が優先される社会の実現と、だれもが安心してこどもを産み育てられ、こども自身がたくましく健やかに育つ環境づくりを目指します。



2. 基本的方向

I すべてのこどもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

- 次代を担う綾部市のこどもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築きこどもを産み育てることの意義と喜びに理解を深めることができるよう、学校教育や保育環境の充実を図ります。
- こどもの人権に対する理解を高め、こどもの成長段階や家庭環境、障害の有無など個々の状況に応じた支援を行うとともに、児童虐待対策の強化や、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組みます。

II 誰もが安心してこどもを産み育てられるまちづくり

- 保護者の就労や経済状況、こどもの発達の違いなどに関係なく、個々の特性に適した幼児期の教育・保育を提供できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所について質・量の両面で充実を図るとともに、放課後児童対策の充実や小学校との連携強化等に取り組みます。
- 家庭の養育機能の低下や子育て家庭が地域で孤立することを防ぐため、教育・保育事業のほか、地域における子育てに関するさまざまな支援や相談・情報提供体制の充実を図ります。さらに、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援や母子の健康の保持・増進を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援、生活環境の整備等に取り組みます。

III 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

- 地域の子育て機能の強化を図るため、子育てグループによる活動を支援するとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域社会が一体となった子育て支援活動を推進します。
- 地域の支え合いの中で、地域社会が一体となってこどもの育ちや親の子育てを見守ることで、児童虐待の予防をはじめ、犯罪、事故、災害等からこどもたちを守れるように取り組みます。

3. 施策体系

◆計画の基本理念◆

すべてのこどもが心豊かに成長でき、誰もが安心してこどもを
産み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくりの推進

基本的 方向	基本目標	基本施策
I すべてのこどもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり	(1) こどもの人権を大切にする まちづくりの推進	① 互いの人権を尊重する態度の育成に向けた啓発活動の充実
		② こどもが体験や発表をする機会の充実
	(2) こどもの心身の健やかな成長を 図るための教育や保育の充実	① 就学前教育・保育の充実
		② さまざまな体験活動の充実
		③ 親子のふれあい活動の充実
		④ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実
		⑤ 子育て施設の整備や充実
	(3) 援護が必要なこどもたちの成長や 発達を保障するまちづくりの推進	① 児童虐待防止対策の強化
		② 社会的養護を必要とする児童生徒・家庭への支援
		③ ひとり親家庭への支援の充実
		④ 障害のあるこどもの施策の推進
		⑤ いじめや不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援の充実
		⑥ 外国籍・帰国児童生徒への支援
	(4) こどもの貧困の解消に向けた 支援の推進	① こどもの育ちと学びを支える取組の推進
		② 安定した生活を支えるための自立支援の推進
		③ 経済的支援の推進
④ こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会等の庁内連携		

基本的 方向	基本目標	基本施策	
Ⅱ 誰もが安心してこどもを産み育てられるまちづくり	(1) 家庭と仕事の両立の推進	① 仕事と子育ての両立のための支援	
		② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	
	(2) 子育てについての相談や情報提供の充実	① 相談体制の整備や充実	
		② 情報提供体制の整備や充実	
	(3) 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実	① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実	
		② 児童の健全育成の推進	
	(4) 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	① 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援	
		② 「食育」の推進	
		③ 思春期保健対策の充実	
		④ 小児・産科医療の充実	
	(5) こどもや子育てに配慮した生活環境の整備	① 子育てに配慮した施設整備の推進	
		② 安全・安心なまちづくりの推進	
		③ 子育て家庭の経済的負担に対する軽減策の充実	
	Ⅲ 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり	(1) こどもの安全の確保	① こどもの交通安全を確保するための活動の推進
			② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
③ こどもを災害から守るための活動の推進			
(2) 子育て仲間づくりへの支援		① 子育てサークルに対する支援の充実	
		② 子育て家庭が交流する機会の充実	
		③ 子育て支援のための地域ネットワークの推進	
(3) 地域における子育て資源の有効活用		① 地域に開かれた学校・園づくり	
		② 地域での交流活動の充実	
		③ 子育て支援のための人材の確保や育成	

第7章 施策の展開

I すべての子どもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

(1) こどもの人権を大切にすまちづくりの推進

【取組の方向】

- 子どもが自分の権利だけでなく、相手の権利も尊重する人間として成長していけるように取組を進めます。
- 子どもたちを社会の一員として、また、次代を担う世代として、その意見を尊重し育むまちづくりを推進します。

① 互いの人権を尊重する態度の育成に向けた啓発活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
人権教育及び啓発の充実	子ども自身が人権課題を「ひとつごと」ではなく、自らに関係する「わがこと」としてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する態度を育むよう支援します。また、人権の花運動や次世代間交流等を通じて、次代を担う子どもたちが生命の尊さを学び、協力、感謝することの大切さと優しさ、思いやりのある豊かな心を育成します。	人権推進課 学校教育課

② 子どもが体験や発表をする機会の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
こどもの社会参加	子どもが自ら社会的体験と社会貢献の機会が持てるように、さまざまな体験活動への参加機会の充実を図ります。	関係所管課
こどもの作品等の募集・展示等の実施	こどもの絵画や作文等の展示、発表の機会を確保します。	関係所管課

(2) こどもの心身の健やかな成長を図るための教育や保育の充実

【取組の方向】

- こども自身が主体的・自律的に考え行動する力（生きる力）を養い、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、就学前教育・保育及び学校教育の充実を図ります。
- これから親となる世代が、将来こどもを産み育てたいと思えるように、出産・子育ての意義や家庭をもつことの大切さ等について、理解を深める教育や啓発を充実します。

① 就学前教育・保育の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
心の教育の推進	こどもたちの豊かな人間性や社会性等を育む心の教育や道徳教育を推進します。	学校教育課
幼児交流会の実施	認定こども園・保育所等の就園児童が集い、交流する事業の実施について検討します。	子育て支援課 学校教育課
幼児期の教育・保育と小学校教育の連携の推進	幼稚園・認定こども園・保育所等の就学前教育から小学校への円滑な連携を図り、学びと育ちの連続性のあるアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課

② さまざまな体験活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
動植物とのふれあい事業の実施	動物や植物とのふれあいを通じて、こどもたちが命の大切さを学ぶことができる機会を提供します。	子育て支援課 学校教育課
ジャンボリー（青少年育成連絡協議会主催）の開催支援	こどもたちにさまざまな体験活動や交流活動の場を提供できるよう、主催団体や実行委員会構成団体と連携しながら事業内容や実施場所等を検討していきます。	社会教育課
勤労体験学習の実施	こどもたちの勤労体験学習を実施します。	学校教育課
郷土愛を育む事業の実施	こどもたちに生まれ育った郷土に誇りを持ってもらうため、体験を通してふるさと綾部を愛する心を育てていきます。	学校教育課

③ 親子のふれあい活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
こどものためのおはなし会等の実施	親子等を対象に「おはなし会」や人形劇、工作教室等を図書館で行います。広報による周知や参加を呼びかけるとともに、内容の充実を図ります。	社会教育課
天文館工作教室等の実施	親子等を対象に、さまざまな内容の工作教室等を開催するとともに、多くのこどもたちが参加できるよう機会の充実を図ります。	社会教育課
ブックスタート事業の推進	4か月健診時に絵本を支給し、絵本の読み聞かせのきっかけを提供します。読み聞かせにより、親子のコミュニケーションの時間と豊かな文化にふれあう機会を提供します。	こども支援課

④ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
スポーツ少年団の育成支援	スポーツ少年団の団員確保に向けた取組に努めます。また、スポーツの魅力を多くのこどもたちに伝え、加入促進につなげるための啓発を推進します。今後もこどもたちの施設使用に対する減免制度を継続し、スポーツ少年等の活動を支援します。	文化・スポーツ振興課
文化・スポーツ交流会や競技会の開催	青少年のニーズに応じた内容を検討するとともに、文化芸術に接し創造し発表できる場を提供していきます。また、交流会についても、より内容が充実するよう工夫を凝らし開催していきます。	文化・スポーツ振興課

⑤ 子育て施設の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
あやっこひろば（綾部市子育て交流センター）の利用促進	新たに整備されたあやっこひろばは、雨天の際でも広い屋内の遊具でのびのびと遊ぶことができる施設です。また、親子の交流促進や子育て親子への支援・相談、市内の子育てに関する情報発信等も行います。本市における子育て支援の拠点としての利用促進に努めます。	子育て支援課
公園の遊具等の安全点検や整備	遊具等の安全確保のために、各種公園等の安全点検及び補修・改修等を実施します。ふれあい牧場の遊具については、来場者の安全を図るため、安全点検の実施に努めます。	子育て支援課 農政課 都市建築課
児童館・児童センターの整備や充実	施設や備品の充実を図り、子育て中の保護者や児童が集い交流できる場を提供します。	子育て支援課
保育・教育施設の充実と整備	施設や備品等の整備等、教育・保育施設の継続的な維持管理、充実を図ります。社会福祉法人に対しては、国や京都府の補助金制度を活用しながら、民間保育所等補助金交付事業を実施し、施設や備品等の整備を推進します。	子育て支援課 学校教育課

(3) 援護が必要な子どもたちの成長や発達を保障するまちづくりの推進

【取組の方向】

- すべての子どもたちが社会の保護のもとに育成されるように、児童虐待防止のための関係機関のネットワークや地域の連携体制の充実を図るとともに、要保護児童対策の強化を図ります。
- ひとり親家庭に対しては、子育て、就労等、生活全般にわたる相談や子育て支援を総合的に行うことを通じて、さまざまな悩みや不安の解消と自立を促す取組を推進します。
- 障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育・療育・教育の推進とともに、障害のある子どもを養育する保護者が安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。
- いじめは許されない行為であり、学校や地域において、いじめをなくすための取組を推進します。
- 不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援や、外国につながる子ども^(※)と子育て家庭への支援・配慮に努めます。

① 児童虐待防止対策の強化

具体的施策名	取組の方向性	担当課
綾部市要保護児童対策地域協議会による児童虐待防止ネットワークの充実	虐待防止、早期発見、早期対応を行うため、綾部市要保護児童対策地域協議会の構成組織で情報を共有し、役割分担等の連携による適切な対応を図ることに努めます。また、個別のケース検討会議においては、児童虐待対応アドバイザーの指導・助言を得る機会を増やしていきます。さらに、児童等に対する必要な支援を行うこども家庭センター(児童福祉機能)の運営を行います。	こども支援課
児童相談所等との連携強化	虐待の内容に応じ専門的な対応ができるよう、児童虐待の対応体制の強化を図ります。児童虐待に対し、迅速な対応が求められることから、地域のこどもを地域で守り、虐待を未然に防止するための取組の強化を図ります。	こども支援課

育児支援家庭訪問事業の実施	乳幼児健診を通じ、支援が必要な子どもや家庭の把握に努め、継続的な支援を実施します。また、核家族化や社会的背景や経済的問題等、課題は複雑化・複層化していることから、関係機関と連携した取組を強化します。	こども支援課
児童虐待防止に関する啓発活動	市民向けの啓発活動の充実のため、今後も街頭啓発を積極的に行い、市民にオレンジボンや啓発グッズを配布し、啓発に努めます。FMいかるへの出演を通じ、市民啓発に努めます。	こども支援課
虐待防止のための臨床心理士相談の推進	臨床心理士による相談の機会を設け虐待の未然防止に努めます。	こども支援課
DV等被害者支援	DVの根絶に向けた啓発の実施とともに、警察や京都府家庭総合支援センター等の関係機関と連携し、DV被害者やさまざまな困難を抱える女性の相談支援を行うことで、面前DVや児童虐待の未然防止や子どもの安全を図ります。また、相談者の増加が見込まれる中、担当職員や相談員のさらなるスキルアップを図り、相談支援の充実に取り組みます。	人権推進課

② 社会的養護を必要とする児童生徒・家庭への支援

具体的施策名	取組の方向性	担当課
児童養護施設等入所児童への支援	児童相談所の要請に応じ、児童養護施設等入所児童の退所に向けて、関係機関が連携し支援します。支援にあたっては、児童相談所と連携するとともに、家庭復帰後の支援については、丁寧な支援計画の作成と、施設退所に伴う学校・園との丁寧なカンファレンスに努めます。	こども支援課

③ ひとり親家庭への支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭における悩み等についての相談に応じます。こども家庭センターにより、母子・父子自立支援員と保健師が連携した支援に努めるとともに、他機関と連携をして、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的な支援業務を実施します。	こども支援課
母子生活支援施設への保護及び自立支援の充実	保護を必要とする母子の入所措置を行い、母子が安心して生活できる場を提供していきます。	子育て支援課
児童扶養手当の充実	国の制度に基づき、18歳までの児童を養育するひとり親家庭の母又は父等に対して手当を支給し、その自立を支援します。	子育て支援課
ひとり親家庭に対する子育て支援	国の基準に基づき、0～2歳児を養育するひとり親家庭を対象に、認定こども園、保育所等の保育料を軽減します。	子育て支援課
母子、父子福祉会への支援	母子寡婦福祉会、父子福祉会の活動に対して支援します。	子育て支援課
福祉医療費支給事業の実施（ひとり親家庭）	ひとり親家庭の児童及びその母又は父等に対して医療費の一部を支給し、健康の保持と生活の安定を図ります。	子育て支援課
ひとり親の就労支援の充実	就職に有利な資格を取得するため教育訓練費や養成機関で修学する場合の費用を支援します。	子育て支援課

④ 障害のあるこどもの施策の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
特別支援加配職員の充実	障害のあるこどもの支援のため、療育教室職員を中心としたサポート体制を推進します。小中学校において、特別な支援を要する児童生徒に支援員・介助員を配置します。認定こども園・保育所では、特別支援保育を実施するための加配保育士を、放課後学級では特別支援加配支援員をそれぞれ配置し、障害のあるこどもが安心して過ごせるよう支援します。	子育て支援課 こども支援課 学校教育課

<p>児童発達支援の充実</p>	<p>障害等により発達上の支援を要する就学前児童に対して基本的な生活訓練や集団生活適応訓練を行い、保護者に対しては、家庭療育上の助言や発達支援を行います。早期療育支援のニーズに伴う療育教室通所児童の増加を踏まえ、午後における療育の機会を充実するとともに、令和7年5月から、こども発達支援施設として、さらに職員の資質の向上や体制の整備・充実等、安定した療育教室の運営を図ります。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>放課後等デイサービスの提供</p>	<p>学校就学中の障害のあるこどもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のあるこどもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。令和7年5月から、こども発達支援施設として、新たに放課後等デイサービスを開始します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>保育所等訪問支援の提供</p>	<p>保育所等を現在利用中の障害のあるこども、今後利用する予定の障害のあるこどもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。令和7年5月から、こども発達支援施設として、新たに保育所等訪問支援事業を開始します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>障害児短期入所サービスの提供</p>	<p>障害のあるこどもの介助を行う者の疾病その他の理由により、障害のあるこどもが居宅において介助を受けることができない場合に、短期入所サービスを提供します。相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>障害児家庭へのホームヘルプサービスの提供</p>	<p>保護者負担の軽減を図るためにホームヘルプサービスを提供します。相談支援事業所の体制を強化し、包括的な支援及びサービスの提供を図ります。</p>	<p>障害者支援課</p>
<p>日中一時支援の提供</p>	<p>障害のあるこどもの日中における活動の場を提供することにより、障害のあるこどもを日常的に介護している家族の負担軽減や休息の機会を確保します。</p>	<p>こども支援課</p>

障害児相談支援の提供	障害児通所支援の申請に係る支給決定の基礎となる障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。	こども支援課
児童心理治療施設入所児童への支援	るんびに学園との連携により、児童生徒に対して、教育活動の推進や進路等の支援を行います。	学校教育課
季節療育への支援	障害のあるこどもの長期休業中における療育及び保護者の介護負担を軽減するため、季節療育の実施に対して支援します。事業継続のため、団体への支援及び運営面での協力を行っていきます。	こども支援課
心身障害児ネットワークの構築	障害の早期発見や早期対応を行うために保健、福祉、医療等の関係機関の緊密な連携を図ります。	こども支援課
適切な就学支援の実施	児童生徒個々の状況に応じた適切な就学支援を行います。また、望ましい就学に向け、関係課・園・学校・医療機関等と連携し相談活動を実施します。	学校教育課
障害児家庭の交流の促進	こども発達支援施設において通所児童家庭の集いを開催し、子育てについての意見交流を図ります。園から発達支援の必要な児童に関する情報提供があった場合は、関係課と連携し、早期に対応できるようにします。また、こども発達支援施設においても各園との連携を図り、多方面からの通所児童の支援を行っていきます。	こども支援課
幼児発達サポート事業の推進	幼児発達サポート事業のメンバーとして、集団生活における困難さを抱える児童を把握し支援につなげます。また、子育てに関する保護者支援を行います。からだことばの教室「すてっぷ」を実施し、就学前の児童の支援として、ソーシャルスキルトレーニング ^(※) を行います。こども支援課、学校教育課が連携し、より良い相談活動の実施に努めます。	こども支援課 学校教育課

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施	小児慢性特定疾病児童の在宅生活に必要な日常生活用具を給付するなど、必要に応じて支援していきます。	こども支援課
障害児福祉手当の支給	国の制度に基づき、20歳未満の重度障害児者に対して手当を支給します。制度の周知に努め、適正な支給を継続します。	障害者支援課
福祉医療費支給事業の実施(重度心身障害児者)	重度心身障害児者に対して医療費の一部を支給し、健康の保持・増進、生活の安定を図ります。	障害者支援課
特別児童扶養手当の受給指導の実施	20歳未満の中程度以上の障害児者の保護者に対して特別児童扶養手当の受給案内を行い、中程度以上の障害児者の養育を支援します。	子育て支援課

⑤ いじめや不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
スクールカウンセラー ^(※) ・スクールソーシャルワーカー ^(※) の配置	京都府の事業を活用し、小中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、児童生徒・保護者・教師の相談に対応していきます。	学校教育課
教育支援センターの運営	不登校となっている児童生徒に対し、相談や指導を行うことで、社会的な自立や学校復帰に向かうよう支援します。	学校教育課

⑥ 外国籍・帰国児童生徒への支援

具体的施策名	取組の方向性	担当課
帰国・渡日の児童・生徒・保護者への支援	日本語の理解が困難な外国人児童生徒・保護者に対し、必要な支援を行います。	学校教育課
妊娠・出産期から子育て期にわたる支援	英語、ベトナム語、中国語等、多言語に対応した母子手帳アプリによる支援を行います。	こども支援課

(4) こどもの貧困の解消に向けた支援の推進

【取組の方向】

- 生活に困難を抱えているこどもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、こどもの成長における各段階に応じた切れ目のない支援を展開します。
- 保護者への必要な支援を実施すること等によって、こどもが生まれ育った環境などに左右されることなく、また経済的困難な状況が世代を超えて連鎖することがないように、こどもの貧困解消に向けた取組を推進します。

① こどもの育ちと学びを支える取組の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
学習習慣定着に向けた支援	児童生徒に対して、基礎学力を高め、進路を保障するために、個に応じた指導方法の工夫・改善を進めます。また、目的意識・将来展望の育成等、キャリア教育 ^(※) を充実し、希望進路の実現に努めます。	学校教育課
生活保護世帯等学習支援事業	要保護・準要保護世帯の児童生徒に対し、基礎学力の向上を図るための学習支援を行います。	子育て支援課 社会教育課

② 安定した生活を支えるための自立支援の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の自立支援（自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等）や児童、教育関係機関等と連携した包括的な支援を行います。	社会福祉課
生活保護受給者等就労自立促進事業	ハローワークと協定を結び、自立・就労相談によるナビゲーター（ハローワーク）の個別的な就労支援を行います。	社会福祉課 子育て支援課
こども食堂への支援	食事の提供等を通じてこどもや保護者の居場所づくりとともに、地域でこどもを見守る活動に対して、京都府と連携し支援を行います。	こども支援課

③ 経済的支援の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
生活保護法等による生活支援、養育費の確保等経済的支援の促進	生活保護の適正実施に努めるとともに、生活困窮者支援事業を実施していきます。	社会福祉課
要保護及び準要保護児童生徒援助費支給事業の実施	制度の適正な活用を継続し、経済的に困難な家庭の児童生徒の就学を援助します。	学校教育課
入学支度金の支給	経済上の理由により進学困難な家庭に、大学等の入学支度金を支給します。	学校教育課
実費徴収に係る補足給付	生活保護受給世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について実施します。	子育て支援課

④ こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会等の庁内連携

具体的施策名	取組の方向性	担当課
こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会の開催	庁内でこどもの貧困の解消に向けた対策に関する取組を行っている部署がそれぞれの取組を持ち寄り意見交換の場を設けます。	社会福祉課 子育て支援課 こども支援課 商工労政課 学校教育課 社会教育課

Ⅱ 誰もが安心してこどもを産み育てられるまちづくり

(1) 家庭と仕事の両立の推進

【取組の方向】

- 子育てと仕事の両立ができるよう、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の教育・保育事業をはじめ、地域子ども・子育て支援事業等、子育てと仕事の両立を支援するための各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。
- 男女ともに仕事の時間と生活の時間の調和がとれた暮らし方ができるよう、働き方の見直し等、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^(※)）」や育児休業法等について企業や労働者に対し啓発や情報提供を図ります。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを促進するにあたっては、京都府をはじめ、労働局や企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

① 仕事と子育ての両立のための支援

具体的施策名	取組の方向性	担当課
保育所等に対する「産休や育休明け入所」の充実	出産及び育休明け時の保育所等への入所促進を図ります。保護者からの相談に対応し、新年度申請や随時の受付を行います。	子育て支援課
時間外保育事業（延長保育事業）の充実	仕事と育児の両立の支援に向け、保育所等において、認定された利用時間を超えて保育を行う時間外保育事業（延長保育事業）の実施に対し民間保育所等補助金の交付を行い、事業の充実を図ります。	子育て支援課
病児保育の推進	綾部市立病院内の病児保育室「にじいろルーム」で病児保育事業を実施しており、保護者のニーズにあわせた事業の運営に努めます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（放課後学級）の充実	就労等で昼間保護者がいない家庭の児童を預かる「放課後学級」について、市内10小学校区すべてに設置しています。児童の安全や安心の確保に努めながら、さらなる内容の充実と質の向上、安定した運営に取り組めます。	子育て支援課

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と、子育ての支援を行いたい人（提供会員）が育児に関する援助活動を相互に行う、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図っていきます。本事業を市民に広く周知し、会員の確保、特に「提供会員」の確保に努めます。	こども支援課
-----------------------------------	---	--------

② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

具体的施策名	取組の方向性	担当課
育児・介護休業に関する周知・啓発	市内事業所に対し、男性の育児休業や家庭の事情による介護休業の導入等、柔軟な働き方や離職防止に関する法や制度の周知、啓発を行います。	人権推進課 商工労政課
男女共同参画社会の実現に向けた広報、啓発	綾部市男女共同参画計画「あいプラン」に基づき、市民への意識づけを図るための講座を開催するとともに、企業や団体等へ向けて、女性の能力開発や男女がともに働きやすい職場環境づくりに関する法や制度の周知、啓発を行います。	人権推進課

（２）子育てについての相談や情報提供の充実

【取組の方向】

- 子育て中の保護者が悩みや不安を解消できるように、子育てに関するさまざまな相談に幅広く対応し、悩みや困りごとに応じて適切な支援窓口に接続できる相談支援体制を充実します。
- 保健・福祉・教育等、各分野のさまざまな子育て支援に関する情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供するとともに、子育て家庭が求める情報を入手しやすくなるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

① 相談体制の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
こども家庭センターの設置	母子保健機能を担う「ぷくぷく」と、児童福祉機能を担う家庭児童相談室「あや・ほっと」の両機能を一体的に運営する「こども家庭センター」を設置しました。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う拠点としてセンターを運営するとともに、センター機能の周知と利用促進に努めます。	こども支援課
子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）等の設置	子育て相談専用電話（チャイルドホットライン）等による、子育てに対する相談や情報提供、児童からの虐待の通報や相談に対応します。子育て相談や虐待相談件数の増加に伴い、市民への啓発を幅広く行います。深刻なケース事例は、警察や児童相談所につながります。	こども支援課
子育てメール相談の充実	パソコンや携帯電話等から子育ての相談を受け付け、迅速に対応します。チラシやホームページで子育てメールの周知を図ります。	こども支援課
家庭児童相談室の充実	家庭児童相談室「あや・ほっと」の家庭相談員が子育て相談に応じ、家庭支援を行います。相談員が研修に積極的に参加して対応スキルの向上に努めるとともに、医療機関や専門的アドバイザーの指導助言を得て対応します。また、家庭児童相談室会議を定期的を開催することにより、事案の進捗状況や各機関との連携の在り方を協議していきます。家庭相談員の役割分担により、関係課・教育委員会との連携がより強くなるよう取り組みます。	こども支援課

② 情報提供体制の整備や充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
子育て学習講座の開催	「子育て講演会」「子育て親育ち講座」を開催し、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。講座の実施にあたっては、保護者のニーズを把握し内容の充実に努めます。	社会教育課
育児相談の実施	気軽に子育ての些細な疑問や不安を解消できる場の提供に努め、子育て家庭の育児不安解消を図ります。	こども支援課
子育て支援パンフレット等の作成や配布	子育て支援パンフレット・チラシや子育て応援マガジンを必要に応じて作成し、子育てに関する情報提供を行います。また、地域子育て支援センター等と連携し、遊び場等の施設や医療に関する情報等の掲載等、提供内容の充実に努めます。	こども支援課
幼稚園・保育所等からの情報提供の推進	幼稚園・認定こども園・保育所・地域子育て支援センターにおいて、子育てや行事、交流会、未就学児に対する施設開放等に関する情報を提供します。	子育て支援課 学校教育課
保健情報の提供	広報ねっと、市のホームページ、LINE等や母子手帳アプリによる情報提供を行います。	こども支援課
ホームページ「子育てネット綾部」による子育て情報の提供	ホームページ「子育てネット綾部」で、子育て支援情報の提供を行います。	こども支援課

(3) 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実

【取組の方向】

- 働き方の多様化や子育て家庭の保育ニーズのほか、幼児期の教育に対する保護者のニーズに対応できる教育・保育事業やサービスを充実するとともに、在宅での子育て家庭のニーズにも対応した子育て支援サービスの充実を図ります。
- すべての市民が、こどもの健やかな成長を見守り支援することの意義に理解を深め、家庭、幼児教育・保育施設、学校、地域が連携して、こどもの健全育成を支援するまちづくりを推進します。

① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
教育・保育事業の提供体制の充実	子ども・子育て支援新制度の施設型給付に基づき、幼稚園、保育所等教育・保育事業の充実と教育保育の質の向上と提供体制の確保を図ります。	子育て支援課 学校教育課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると共に、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8（2026）年度から実施します。	子育て支援課
幼児期の教育の充実	各園に配置されている子育て支援推進保育士と担任との連携を図り、児童虐待の未然防止の観点を含め、園内研修を充実します。園内各研究会を充実し、幼稚園教育要領の確実な実施を進めます。また、学研幼年部会や各中学校ブロック研究会等と連携し、教育の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
地域子ども・子育て支援事業の充実	教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを支援するため、一時預かりや放課後児童健全育成事業（放課後学級）、病児・病後児保育事業等、地域子ども・子育て支援事業を本市の実情に応じ実施します。	子育て支援課 こども支援課

② 児童の健全育成の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
放課後子ども教室の充実	こどもたちの居場所づくりと体験活動を推進するため、各小学校施設を活用し、放課後等にさまざまな活動を行います。また、より多くの市民に関わっていただくため、教室の周知に努めます。	社会教育課
児童館・児童センターの活動の充実	児童館・児童センターにおいて、各館の特色を生かしながら、遊びの場の提供や季節行事、ふれあい事業、子育て支援活動等の充実を図ります。行事開催時や日常での利用等において児童・保護者が気持ちよく利用していただける環境づくりに努めます。	子育て支援課
青少年健全育成に係る啓発活動の実施	F Mいかるでの広報等、非行防止等に関する啓発活動を実施します。	社会教育課
青少年健全育成のために家庭と関係機関との連携の推進	家庭教育情報誌「きずな」による情報提供や「全市一斉声かけ」（青少年育成連絡協議会主催）の取組等、家庭、地域、P T A、こども見守り隊等、関係機関との連携を推進します。	社会教育課

（４）母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進

【取組の方向】

- 母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する取組の充実を図るとともに、妊娠・出産期から就学前期までの切れ目のない支援をワンストップで行う機能を整え、妊娠期から就学前までのこどもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりに取り組みます。
- 望ましい食生活や生活習慣、喫煙・飲酒・薬物の有害性等に関する知識の普及・啓発等、こどもが心身ともに健やかに成長することを支援するための保健事業を推進します。
- こどもが急病等になっても、必要な時に適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。

① 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援

具体的施策名	取組の方向性	担当課
親子健康手帳（母子健康手帳）や妊産婦健康診査受診票等の交付	妊産婦の健康の保持や増進を図るために親子健康手帳（母子健康手帳）、妊産婦健康診査受診票等を交付します。	こども支援課
母子手帳アプリ活用の推奨	令和6（2024）年11月から子育て支援ツールとして、妊娠・出産・子育てをサポートする母子手帳アプリ「あやっこナビ」を運用しています。妊娠中の胎児の成長や母親の体調管理、出産後のこどもの健診記録や成長過程など、親子健康手帳（母子健康手帳）の機能をスマートフォンで管理でき、妊娠週数やこどもの月齢に合わせたアドバイス、子育て情報を手軽に受信できることで子育ての充実感の増加と負担感の減少を図ります。	こども支援課
ぷくぷくひろばの開催	妊婦と生後6か月までの乳児とその家族を対象に、助産師によるマタニティストレッチやベビータッチケアを取り入れた参加者同士の交流会を開催します。産前からの夫婦での育児の協力が必須であるため、父親（パートナー）の参加を促せるよう日曜、土曜開催の回数を増やします。	こども支援課
妊産婦・新生児訪問事業の実施	ハイリスクな妊産婦、医療機関から連絡のあったケースや希望のある方に対し、妊産婦訪問や新生児訪問を行います。	こども支援課
こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する相談に応じ支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげ乳児家庭の孤立を防ぎます。	こども支援課
乳幼児健康診査の充実と推進	こどもの発育・発達の節目に乳幼児健診を実施し、乳幼児の健康の保持増進を図ります。また、子育ての相談や情報提供の場として活用します。	こども支援課

<p>歯科健診や歯科指導の実施</p>	<p>妊婦歯科健診により妊娠期の歯周疾患の早期発見と治療及び予防に努めます。また、口腔衛生の重要性を啓発するためにも受診率が伸びない妊婦歯科検診に対して費用助成を行うことで受診を勧奨します。乳幼児健診、育児相談等の事業において、虫歯予防の生活習慣の定着のため、歯科衛生士による指導を実施します。また、要望に応じて虫歯予防のための教室を行います。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>2歳児歯とことばの検診</p>	<p>2歳6か月児を対象に、歯科検診とことばの発達を確認するための相談の機会として実施します。希望者にはフッ素塗布を実施し、歯科衛生士による歯磨き指導を行い、また必要に応じ言語聴覚士によることばの相談を行います。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>予防接種の推進</p>	<p>予防接種法に定められた定期の予防接種を実施します。また、乳幼児健診の機会に未接種の方に対し、個別に接種勧奨を行うとともに接種率の向上を図るため関係機関と連携します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>妊婦等包括相談支援事業の実施</p>	<p>全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時より出産育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を目的とした伴走型相談支援と妊婦を対象とした経済的支援を一体的に実施します。</p>	<p>こども支援課</p>
<p>産後ケア事業の実施</p>	<p>産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、医療機関への宿泊・休息による休養の機会の提供、助産師等の訪問型、温泉施設でのリフレッシュの場を提供し心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を実施します。</p>	<p>こども支援課</p>

子育て世帯訪問支援事業の実施	訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー ^(※) 等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。	こども支援課
親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）の実施	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成を図るため、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための「ペアレント・トレーニング」を実施し、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。	こども支援課

②「食育」の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
乳幼児栄養指導の実施	乳幼児健診や育児相談、離乳食講座等、保健福祉センターで開催する事業のほか、必要に応じて家庭訪問を行い、管理栄養士が栄養指導を行います。また、地域のサークル等の要望に応じて栄養指導を行います。	こども支援課
学校・幼稚園・保育所等の食育の推進	学校・幼稚園・保育所等で、農業体験や調理体験等を実施し、幼児児童生徒の食育の推進を図ります。また、認定こども園、保育所相互の積極的な情報交換を図り、研修等を通じて食育の推進を図ります。	子育て支援課 学校教育課
親子クッキングの開催	5歳以上小学生以下のこどもとその保護者を対象に年間4回、日曜日に開催し、親子で料理をし、食に関する正しい情報提供を行い、食への関心を深めます。また、家族の健康的な生活習慣の確立とこどもの健やかな成長を促すよう食育の啓発、推進を図ります。	こども支援課

③ 思春期保健対策の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
性に関する学習の推進・デートDVの予防啓発の実施	自己の性を受容して自己を大切にしようとする態度を培うよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。また、高校生等を対象としたデートDVに関する周知・啓発を実施します。	人権推進課 学校教育課
非行と薬物乱用の防止	非行防止教室や薬物乱用防止教育等、各学校において発達段階に応じて実施します。	学校教育課
学校保健や地域保健連絡会の連携促進	関係課との連携を継続し、思春期対策に努めます。	こども支援課

④ 小児・産科医療の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
小児・産科医療の充実	京都府及び京都府立医科大学との連携強化に努め、北部医療センターとの教育支援等に関する協定等も活用し、小児、産科医療の充実に取り組みます。	保健推進課

(5) こどもや子育てに配慮した生活環境の整備

【取組の方向】

- こどもをはじめ、地域の人すべてが安全かつ安心して外出できるよう、道路交通環境の整備・充実をはじめ、ユニバーサルデザイン^(※)の視点に立った公共施設等の整備・充実を推進します。
- 医療費や教育費等の負担の軽減、各種手当等諸制度の普及促進等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

① 子育てに配慮した施設整備の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
公園トイレのベビーシート の設置	公園トイレ整備にあたって、必要に応じてベビーシートの設置を行います。	都市建築課
トイレの水洗化の普及促進	生活環境の改善とともに公共用水域の水質保全を目的とし、市内全域に水洗トイレを導入できるよう、水洗化の普及促進に努めます。	下水道課
おむつ替えや授乳スペース の設置	子ども連れの親等が安心して出かけられるように、おむつ替えや授乳スペースの提供に努めます。	子育て支援課

② 安全・安心なまちづくりの推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
道路環境の整備	歩行者に安全な道路環境整備を行います。	建設課
交通安全灯の設置	夜間の犯罪及び事故防止に向けて、交通安全灯の整備を推進します。	市民協働課
信号機設置等の要望活動 の実施	交通事故多発地点等の信号機等の設置について、警察署等と調整を図りながら、必要に応じて要望に努めます。	市民協働課
交通安全対策の実施	交通事故多発地点等の危険箇所へのガードレールやカーブミラー等の設置については、優先順位を確認しながら、必要性に応じた改善に取り組みます。	建設課

③ 子育て家庭の経済的負担に対する軽減策の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
子育て支援医療費支給事業の充実	子育て支援の一環として、乳幼児等の医療費を支給します。事業を継続し保護者の経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課
認定こども園・保育所等の保育料等の軽減	認定こども園・保育所等の保育料について適正な保育料の設定に努めるとともに、保護者負担の軽減に努めます。また、国等の制度に基づいて幼児教育・保育の無償化を行います。なお、実施にあたっては、京都府と連携し、子育てのための施設等利用給付が円滑に実施され、教育・保育の質の維持・向上が図られるよう適切に運用します。	子育て支援課 学校教育課
保育所等副食費支援事業の実施	保育所等における副食費について、保護者の経済的負担を軽減するため児童一人当たり月額1,000円の助成を行います。	子育て支援課
放課後学級利用料の軽減	同一世帯の児童が放課後学級に2人以上入級する場合に2人目の利用料は半額、3人目以降は無料とします。また、生活保護家庭、ひとり親家庭、保護者に一定の障害がある家庭等は利用料を減免します。	子育て支援課
児童手当の支給	国の制度に基づき、児童を養育している方に支給します。令和6(2024)年度より大幅な制度の見直しが行われています。主な変更点は、所得制限の撤廃、高校生年代まで延長、多子加算(第3子以降3万円)等となっています。引き続き国の制度に沿って実施していきます。	子育て支援課
不妊治療給付事業の実施	令和4(2022)年4月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されることとなりました。このような国の動向を踏まえて、不妊又は不育治療を受けている夫婦に対し行う治療費の一部助成について実施するとともに、上限額の拡大も検討していきます。	こども支援課
インフルエンザ予防接種費用助成の実施	令和5(2023)年10月から、生後6か月以上中学3年生相当のこどもを対象にインフルエンザ予防接種(任意接種)費用の一部を助成しています。事業を継続し保護者の経済的負担の軽減に努めます。	こども支援課
園・学校給食費の補助の実施	保護者の経済的負担を軽減し、子育て世帯を支援するため、幼稚園・小学校・中学校の給食費に対して1食あたり50円の補助を実施します。	学校教育課

Ⅲ 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

(1) こどもの安全の確保

【取組の方向】

- こどもにとって安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、交通安全意識の啓発や犯罪の未然防止、災害対応についての啓発等、家庭・地域・学校・地域の関係団体が連携した地域の安全を確保する活動を推進します。

① こどもの交通安全を確保するための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
交通安全思想やマナーの指導、啓発の実施	こどもが交通事故に遭わないよう、交通安全思想や交通安全マナー等の啓発を行います。	市民協働課
綾部幼児交通事故防止連絡会の活動の推進	綾部市幼児交通事故防止対策連絡会に参加し、情報を得るとともに、研修の場と捉え、指導力の向上を図ります。	市民協働課 子育て支援課 学校教育課

② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
こどもの犯罪被害防止対策の実施	関係機関と連携を密にし、防犯に関する街頭啓発や総会等の場で講演会等を行い、防犯意識の向上を図る取組を進めます。	市民協働課
子ども110番の家の周知	こどもの安全を守るため、地域のボランティアの協力のもと設置する「子ども110番の家」について周知を行うとともに、こどもが自分の身を守るための行動がとれるよう指導を充実します。	学校教育課
地域の見守り活動の推進	地域のこどもを見守り、はぐくむ機運が高まるよう、地域ボランティアや関係団体等と連携し取組を推進します。	社会教育課

こどもの安全に関する情報発信	保護者連絡システムで、こどもの安全に関する情報を発信します。	学校教育課
不審者防犯安全対策、防犯訓練対策の実施	こどもたちの安全確保のため、警察等の関係機関と連携し、不審者防犯安全対策、防犯訓練等を行います。	学校教育課

③ こどもを災害から守るための活動の推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
学校・保育所等における災害に対する啓発活動や訓練の実施	学校・保育所等で、火災や自然災害への対応について防災講座や訓練を実施し、災害に対する啓発と実践力の向上に努めます。	防災・危機管理課 子育て支援課 消防本部 学校教育課
防災情報・気象警報発表時における学校・保育所等の対応の徹底	防災情報・気象警報発表時の学校・保育所等の登下校等の対応について、学校・園との情報共有、保護者への連絡を徹底し、こどもの安全を確保します。また、防災情報・気象警報発表時の保育や放課後学級の実施について、安全の確保を第一に対応ができるようにします。	子育て支援課 学校教育課
災害時対策の推進	民生児童委員の協力を得て、障害のあるこどもの「あんしんカード(災害時要援護者支援台帳)」への登録を勧め、平常時からの見守りや災害時の支援等、有効に活用していきます。また、家族のみでの避難が困難な家庭について、地域の自主防災組織や相談支援専門員などと協力し、個別避難計画を作成します。	障害者支援課 こども支援課
災害時の妊婦・乳幼児・障害のあるこどもへの配慮	避難所生活においては、妊婦・乳幼児・障害のあるこどもに対して必要な配慮をします。	こども支援課

(2) 子育て仲間づくりへの支援

【取組の方向】

- 自主的な子育て支援グループ等による子育て活動を支援し、子育て家庭と地域との交流を推進します。
- 市民の知識や技能等を積極的に活用した子育て支援活動を拡充し、地域の子育て力の向上を図ります。
- 子育てに悩みや不安を感じている保護者が、身近な地域で必要に応じ適切な相談や情報提供等が受けられるよう、地域の関係団体・機関が連携した子育て支援のネットワークづくりを推進します。

① 子育てサークルに対する支援の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
子育て活動補助金の交付及び情報提供	子育て活動を始めるグループに補助金を交付し、活動を支援します。	子育て支援課

② 子育て家庭が交流する機会の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
遊ぼう会の実施	幼稚園において保護者と入所児童や未就園児童がふれあう機会をつくり、子育て家庭の交流を促進します。	学校教育課
「わくわくランド」事業の支援	綾部市保育協議会主催の子育て応援イベント「わくわくランド」を支援します。わくわくランドでは、こどもと保護者がリラックスして過ごせる遊び場を提供し、家庭で不要となった子育て用品のフリーマーケットを行います。	子育て支援課

③ 子育て支援のための地域ネットワークの推進

具体的施策名	取組の方向性	担当課
地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センター事業（各支援拠点が実施するひろば、子育てサークルへの活動支援、ネットワークづくり、未就園児童親子の交流機会の提供、子育て支援情報の提供等）に対して、補助金を交付し、活動を支援します。	子育て支援課

放課後子ども総合プランの取組の推進	放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業(放課後学級)を実施するにあたっては、連携型による豊かな体験活動の提供に努めます。また、連携型を継続しながら、一体型の実施に向けて検討を進めます。	子育て支援課 社会教育課
-------------------	---	-----------------

(3) 地域における子育て資源の有効活用

【取組の方向】

- 地域にあるさまざまな施設を、安全・安心な子どもたちの居場所として有効活用します。
- 多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、保育士、教員等の子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティア等の地域で子育て支援活動を行う幅広い人材の確保・育成を図ります。

① 地域に開かれた学校・園づくり

具体的施策名	取組の方向性	担当課
校庭等の開放	校庭等を開放し、市民や文化・スポーツ団体の利用促進を図ります。	学校教育課
幼稚園・学校や教職員の評価システムの推進	学校関係者評価を幼稚園・学校運営に活かしていきます。	学校教育課
地域とともにある学校づくりの推進	学校運営協議会を活用し、地域社会の協力を得て教育を進めます。	学校教育課
おもちゃや図書の使用、貸し出しの実施	親子が気軽に利用できるおもちゃや図書を充実し利用促進を図ります。	子育て支援課
子育て用品の再利用の促進	家庭で不要となった物品の再利用の促進を図ります。	環境政策課

② 地域での交流活動の充実

具体的施策名	取組の方向性	担当課
乳幼児とのふれあい事業の実施	保幼小連携事業や中学生の家庭科学習等を通して乳幼児とのふれあいの機会を充実します。中学生に乳幼児とふれあう機会を設けて、次代の親づくり事業を推進します。	子育て支援課 学校教育課

こどもと地域住民の交流促進	児童館・児童センターの郷土文化を伝承するイベント、放課後子ども教室等の実施を支援し、こどもと地域住民との交流活動を推進します。また、地域の施設や人材と連携し、社会に開かれた小中一貫教育を充実します。	子育て支援課 学校教育課 社会教育課
高齢者とのふれあい事業の実施	地域の行事・施設でのふれあいの機会を充実します。また、シルバー・チャイルドハウス事業を継続し、こどもと高齢者のふれあう機会の充実を図ります。	子育て支援課 学校教育課
公民館事業の促進	こどもが参加しやすい事業を小・中学校と連携しながら実施できるよう公民館に呼びかけていきます。	社会教育課
青少年地域活動支援事業の実施	青少年の自主性や協調性を育む活動を促進します。(地域のこども会等に対する補助)	社会教育課

③ 子育て支援のための人材の確保や育成

具体的施策名	取組の方向性	担当課
保育士等の研修の充実	地域における子育ての専門家である保育士等に対して、質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応や児童虐待防止の観点などから、資質の向上のため参加しやすい研修会を行います。	子育て支援課
保育士人材確保事業の推進	京都府保育人材マッチング支援センターが主催する保育士等の合同就職説明会への参加について、市内保育所等に促し、保育士不足の解消を目指します。	子育て支援課

第8章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域

本市においては、地理的条件や人口、その他社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案した結果、前計画を継承し、市全体で1区域と定めて確保方策を図ります。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳児	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳児	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳児		保育所・認定こども園・地域型保育事業*

*「地域型保育事業」とは

定員が概ね19人以下の小規模な施設で、対象年齢は0～2歳児です。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業区分があります。

(1) 1号認定（3～5歳児／幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用）

現在、1号認定（認定こども園の幼稚園機能を利用）の児童（3～5歳児）を受入可能な施設は、幼稚園1か所、認定こども園6か所があります。引き続き、子育て家庭の多様なニーズに応えられるよう確保に努めます。

(人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		92	92	81	77	73
確保 方策	特定教育・保育施設	195	195	195	195	195
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	計	195	195	195	195	195

(2) 2号認定（3～5歳児／保育所・認定こども園を利用）

現在、2号認定（保育所・認定こども園を利用）の児童（3～5歳児）を受入可能な施設は、保育所3か所、認定こども園6か所があります。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		447	446	395	373	354
確保 方策	特定教育・保育施設	526	526	526	526	526
	計	526	526	526	526	526

(3) 3号認定（0～2歳児／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）

現在、3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）の児童（0～2歳児）を受入可能な施設は、保育所3か所、認定こども園6か所があります。こどもの人口は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加や核家族化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。

(人)

3号認定（0歳児）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		75	78	78	77	76
確保 方策	特定教育・保育施設	75	75	75	75	75
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	75	75	75	75	75

(人)

3号認定（1歳児）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		86	105	111	110	108
確保 方策	特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	123	123	123	123	123

(人)

3号認定（2歳児）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		150	101	124	130	129
確保 方策	特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	156	156	156	156	156

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の各事業が定められています。

	対象事業
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業
	(2) 地域子育て支援拠点事業
	(3) 妊婦健康診査
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業
	(5) 養育支援訪問事業
	(6) 子育て短期支援事業
	(7) ファミリー・サポート・センター事業
	(8) 一時預かり事業
	(9) 時間外保育事業（延長保育事業）
	(10) 病児・病後児保育事業
	(11) 放課後児童健全育成事業（放課後学級）
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
	(14) 子育て世帯訪問支援事業
	(15) 児童育成支援拠点事業
	(16) 親子関係形成支援事業
	(17) 妊婦等包括相談支援事業
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	(19) 産後ケア事業

※(14)～(19)の事業は新規事業であり、本計画から量の見込みと確保方策を記載します。

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、当事業に該当する機関として、こども家庭センターを設置しています。こども家庭センターは、母子保健機能を担う「ぷくぷく」と児童福祉機能を担う家庭児童相談室「あや・ほっと」の両機能を一体的に運営し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、必要な情報・サービスを提供する子育ての総合相談窓口です。保健師等の専門職が、子育てに関する相談から養育困難な状況、児童虐待等に関する相談まで、さまざまな相談にきめ細やかに対応し、継続的な支援を行います。

(か所)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
こども家庭センター型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。ただし、国が定める開設日数等の実施形態を満たす必要があります。

本市では、「クレヨンひろば（せんだん苑こども園）」、「たけのっ子クラブ（綾東こども園）」、「おひさまひろば（中筋幼児園）」、「さくらんぼ広場（吉美こども園）」において事業を実施しており、支援を行うとともに市が開設した「あやっこひろば（綾部市子育て交流センター）」の適切な運営に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	人日	23,847	23,178	22,509	21,983	21,266
確保方策	人日	23,847	23,178	22,509	21,983	21,266
	か所数	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も母子健康手帳の交付時に受診券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	対象人数(人)	243	241	238	235	231
	健診回数(回)	1,845	1,833	1,808	1,784	1,759
確保方策	対象人数(人)	243	241	238	235	231
	健診回数(回)	3,402	3,374	3,332	3,290	3,234

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯の全ての家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

全ての家庭を訪問することを目標として、事業を継続していきます。

(人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	144	150	149	147	145
確保方策	144	150	149	147	145

(5) 養育支援訪問事業

児童への虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。

全てのこどもの健やかな育ちが約束されるよう、今後も当該事業の適切な運営に努めます。

(人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	39	39	39	39	39
確保方策	40	40	40	40	40

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

ショートステイとは、保護者の病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童養護施設等でこどもを預かる事業です。

また、トワイライトステイとは、保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合に、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、夕食、入浴の世話等を行う事業です。

本市では、当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、児童養護施設と乳児院への委託により確保に努めます。

《ショートステイ》

(人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

《トワイライトステイ》

(人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

地域での子育てを支援するために、子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と子育ての支援を行いたい人（提供会員）が会員登録して、ファミリー・サポート・センターが会員の橋渡しを担います。

本市では、今後も周知を図り、利用しやすい事業となるよう支援体制の充実に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）		187	183	178	174	168
確保方策	ファミサポ 提供会員(人)	55	55	55	55	55
	人日	325	325	325	325	325
	か所数	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

国の定めにより、①幼稚園における在園児を対象とした預かり保育と、②幼稚園における預かり保育以外の一時預かりの区分で、量の見込みと確保方策を検討しています。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

市内の幼稚園及び認定こども園の在園児（1号認定）において、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）		16,809	16,778	14,853	14,028	13,294
確保方策	人日	16,809	16,778	14,853	14,028	13,294
	か所数	7	7	7	7	7

②その他の一時預かり

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、市内の保育所、認定こども園等において、一時的な預かりや保育等を行う事業です。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）		1,078	1,048	1,017	994	961
確保方策	人日	1,078	1,048	1,017	994	961
	か所数	8	8	8	8	8

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育の必要性の認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園等で保育を実施する事業です。

共働き家庭やひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人）		171	167	162	158	153
確保方策	人	171	167	162	158	153
	か所数	9	9	9	9	9

(10) 病児・病後児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときや、その回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

綾部市立病院内の病児保育室「にじいろルーム」で病児保育事業を実施しており、保護者のニーズにあわせた事業の運営に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み（人日）		130	127	124	121	117
確保方策	人日	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
	か所数	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後学級）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

本市では全校区（10 校区）で実施しており、今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安心・安全に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の確保及び内容の充実に努めていきます。

(人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1年生	145	120	120	116	118
	2年生	131	129	106	107	103
	3年生	120	118	117	96	97
	4年生	84	93	92	91	75
	5年生	61	58	64	64	63
	6年生	37	39	37	41	41
	計	578	557	536	515	497
確保方策	1年生	145	120	120	116	118
	2年生	131	129	106	107	103
	3年生	120	118	117	96	97
	4年生	84	93	92	91	75
	5年生	61	58	64	64	63
	6年生	37	39	37	41	41
	計	578	557	536	515	497

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭のこどもに対し、保育所や認定こども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費等の費用の一部を補助する事業です。

本市では、生活保護受給世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成について実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業です。

本市では、既存施設における確保量等を見ながら必要に応じて検討します。私立認定こども園の特別な支援が必要なこどもの受入体制の促進については、既存の支援内容等を踏まえ必要に応じて検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する事業です。具体的な支援の例として、食事の準備、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての相談や助言等が挙げられます。

本市では、市内の社会福祉法人等に委託し、事業の実施に努めます。

(人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

本市では、養育環境等の課題が複合化しているケースも見られることから、関係機関と連携して包括的な支援体制を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶペアレント・トレーニング等の実施が挙げられます。

本市では、市内の児童心理治療施設に委託し、事業の実施に努めます。

(人)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本市では、全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時より出産育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を目的とした伴走型相談支援と妊婦を対象とした経済的支援を一体的に実施しています。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	妊娠届出数(件)	133	138	137	136	134
	1組あたり 面談回数(回)	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数(回)	399	414	411	408	402
確保方策(回)		399	414	411	408	402

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、0歳6ヶ月から満3歳未満（保育所等に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、令和8（2026）年度から実施する予定です。

(人)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	量の見込み	-	2	2	2	2
	確保方策	-	2	2	2	2
1歳児	量の見込み	-	2	2	2	2
	確保方策	-	2	2	2	2
2歳児	量の見込み	-	2	2	2	2
	確保方策	-	2	2	2	2

※当該事業の量の見込みは、実施する施設に対する「定員1人1か月あたりの受け入れ可能時間数」を月176時間（8時間/1日×22日/1月）と設定して算出している。

※当該事業は、対象となる乳幼児について令和7年度は1人1か月10時間まで利用可能としている。

※当該事業は、令和8年度に新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる予定である。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

本市では、母子を医療機関に宿泊・休息させ、休養の機会を提供するとともに、助産師等の訪問型、温泉施設でのリフレッシュの場を提供し、心身のケア、育児支援等を実施しています。

(人日)

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	136	142	141	139	137
確保方策	154	154	154	154	154

資料編

1. 綾部市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 8 日 条例第 32 号
改正 令和 5 年 3 月 27 日 条例第 8 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、綾部市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 児童全般に関する諸施策について、市長の諮問に応じ意見を答申する事務

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の公共的団体等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において行う。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 条例第 8 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 綾部市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	児童心理治療施設るんびに学園施設長	高 橋 正 記	
	綾部市男女共同参画審議会元会長 綾部国際交流協会副代表	諏 訪 喜 榮 子	職務代理者
	綾部市子ども・子育て会議前会長	高 橋 秀 文	
市内の公共的団体等に属する者	綾部保育園保護者会	足 立 彩 果	
	綾部市P T A連絡協議会	大 槻 泰 行	
	子育てサークル「豊里ぴよぴよクラブ」	越 川 直 実	
	綾部勤労者福祉協議会	前 本 和 輝	
	綾部市保育協議会	渡 邊 友 子	
	地域子育て支援センター「クレヨンひろば」	山 中 史 香	
	綾部市公立幼稚園長会	松 浦 宏 美	
	綾部市立小学校長会	四 方 智 明	
	シルバー・チャイルドハウス事業実施団体 わいわい広場「ぐるるんぱ」	泉 久 志	
	綾部市民生児童委員協議会	安 達 一 男	会長
	綾部市社会福祉協議会	大 石 浩 明	
京都府中丹東保健所	熊取谷 晶		

3. 用語の解説

【ア行】

■アプローチカリキュラム

就学前のこどもが円滑に小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校での生活や学習に対して生かされてつながるように工夫された、就学前のこども（5歳児）に対する教育課程のこと。

■隘路（あいろ）

狭くて通行の困難な道。または、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

■インクルージョン

全ての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

■SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

【カ行】

■外国につながるこども

国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこどもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有するこどもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長いこどもなどを含む。

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じたさまざまな立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

■合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一人の女性が一生の間に出産するこどもの人数を示す。

■こども基本法

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

■子ども・子育て関連3法

平成24(2012)年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を子ども・子育て関連3法と言う。

■こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)にあるすべての権利が守られること。また、こども自身に関することが決められ、行われる際は、そのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。

児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)とは、平成元年11月に第44回国連総会において採択された条約であり、我が国は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、こどもたちがもっているさまざまな権利が定められた。

■コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率(過去5年の平均値)」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれたこどもの割合(女性こども比)を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

【サ行】**■スクールカウンセラー**

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

■スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を持ち、こどもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

■スタートカリキュラム

小学校へ入学したこどもが、就学前の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮して小学校での生活をつくり出していくための教育課程のこと。

■ソーシャルスキルトレーニング

社会生活や対人関係に困難を抱える人が、対人関係やコミュニケーションに関する技能・技術を身につけるために行われる、さまざまなプログラムやトレーニングのこと。

【ナ行】

■ニーズ

必要。要求。需要。

【ハ行】

■ハイリスク妊婦

妊娠、出産時や産後において、母体または胎児・新生児に何らかの異常が発生する危険性（リスク）の高い妊婦のこと。

【ヤ行】

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などについて、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【ラ行】

■ライフステージ

人の一生における年齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

【ワ行】

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

4. 計画策定の経緯

年	月日	実施内容
令和6 (2024) 年	1月29日	令和5年度第2回綾部市子ども・子育て会議 ・計画策定のためのニーズ調査について
	2月21日～3月8日	子育て支援に関するニーズ調査の実施 (対象：就学前児童の世帯・小学生児童の世帯)
	8月6日	令和6年度第1回綾部市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果報告 ・あやべっ子すこやかプラン（令和2～6年度）の進捗状況 評価について ・あやべっ子すこやかプラン（令和7～11年度）の構成案に ついて
	11月25日	令和6年度第2回綾部市子ども・子育て会議 ・あやべっ子すこやかプラン（令和7～11年度）の素案につ いて
令和7 (2025) 年	1月15日～2月4日	パブリックコメントの実施
	2月21日	令和6年度第3回綾部市子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・あやべっ子すこやかプラン（令和7～11年度）の 最終案



綾部市マスコット「まゆビー」



あやべっ子すこやかプラン



第3期綾部市子ども・子育て支援事業計画
第4期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画
第2期綾部市こどもの貧困の解消に向けた対策計画

編集・発行 綾部市健康こども部子育て支援課
住所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
TEL：0773-42-4252 FAX：0773-44-4406
<https://www.city.ayabe.lg.jp>
発行年月：令和7（2025）年3月

